

(案)

多摩地域森林計画書

(多摩森林計画区)

計画期間
自 令和 8 年 4 月 1 日
至 令和 1 8 年 3 月 3 1 日

包括区域

23 特別区、八王子市、立川市、武蔵野市、
三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、
町田市、小金井市、小平市、日野市、
東村山市、国分寺市、国立市、福生市、
狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、
武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、
あきる野市、西東京市、瑞穂町、日の出町、
檜原村、奥多摩町



東京都

(令和 8 年 4 月 1 日樹立)

この地域森林計画は、国が令和５年１０月に森林法（昭和２６年法律第２４９号。以下「法」という。）第４条第１項の規定により策定した全国森林計画（計画期間：令和６年４月１日から令和２１年３月３１日まで）に即して、法第５条第１項の規定に基づき本計画区の森林資源及び林業の現況等を勘案して立てた、地域の森林施業の基本的事項等に関する東京都の計画を、法第５条第４項の規定により変更するものである。

なお、本計画の効力は、令和８年４月１日から生じる。

目 次

I 計画の大綱

1 森林計画区の概況	3
2 前計画の実行結果の概要及びその評価	6
3 計画樹立に当たっての基本的な考え方	10

II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域	15
第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項	15
1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基 本的な事項	15
(1) 森林の整備及び保全の目標	15
(2) 森林の整備及び保全の基本方針	16
(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	18
2 その他必要な事項	18
(1) 「森づくり推進プラン」における森林の区分設定及び整備指針	18
(2) その他必要な事項	19
第3 森林の整備に関する事項	20
1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	20
(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針	20
(2) 立木の標準伐期齢に関する指針	22
2 造林に関する事項	22
(1) 人工造林に関する指針	22
(2) 天然更新に関する指針	24
(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針	25
(4) その他必要な事項	25
3 間伐及び保育に関する事項	26
(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関す る指針	26
(2) 保育の標準的な方法に関する指針	27
(3) その他必要な事項	28
4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	28

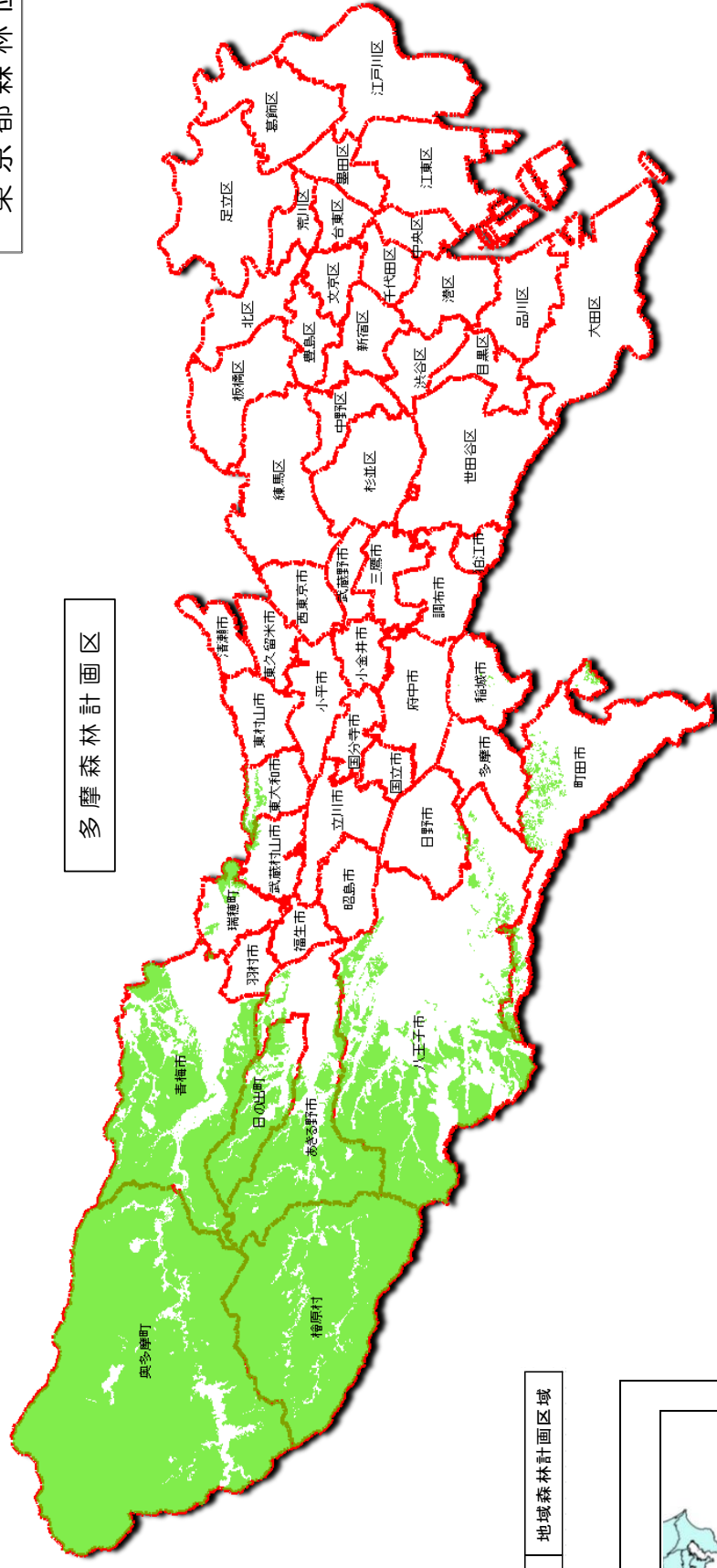
(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針	30
(3) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針	31
(4) その他必要な事項	32
5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	32
(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方	32
(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方	33
(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方	33
(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方	34
(5) 林産物の搬出方法等	34
(6) その他必要な事項	34
6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項	35
(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針	35
(2) 森林経営管理制度の活用に関する方針	35
(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	35
(4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	36
(5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針	36
(6) その他必要な事項	37
第4 森林の保全に関する事項	38
1 森林の土地の保全に関する事項	38
(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	38
(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法	39
(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	39
(4) その他必要な事項	40
2 保安施設に関する事項	40
(3) 保安林の整備に関する方針	40
(4) 保安施設地区に関する方針	40

(4) 治山事業に関する方針	40
(5) 特定保安林の整備に関する事項	40
(6) その他必要な事項	40
3 鳥獣害の防止に関する事項	40
(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止 の方法に関する方針	40
(2) その他必要な事項	41
4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項	41
(1) 森林病虫害等の被害対策の方針	41
(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く。）	42
(3) 林野火災の予防の方針	42
(4) その他必要な事項	43
 第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事 項	 43
1 保健機能森林の区域の基準	43
2 その他保健機能森林の整備に関する事項	43
(1) 保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針	43
(2) 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針	43
(3) その他必要な事項	43
 第6 計画量等	 45
1 間伐立木材積その他の伐採立木材積	45
2 間伐面積	45
3 人工造林及び天然更新別の造林面積	45
4 林道の開設及び拡張に関する計画	46
5 保安林の整備及び治山事業に関する計画	54
(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等	54
(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び 面積等	55
(3) 実施すべき治山事業の数量	55
6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき 森林施業の方法及び時期	56
 第7 その他必要な事項	 57
1 保安林その他制限林の施業方法	57
2 その他必要な事項	66

別表 1	天然更新に関する実施基準	67
別表 2	法令により施業について制限を受けている森林の施業方法	69

東京都市森林位置図

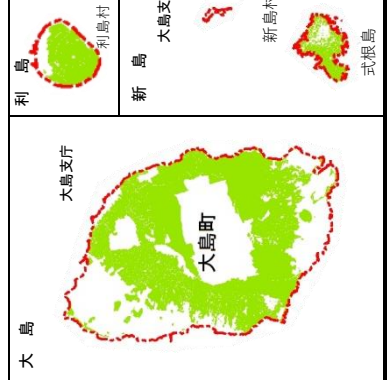
多摩摩林計畫區



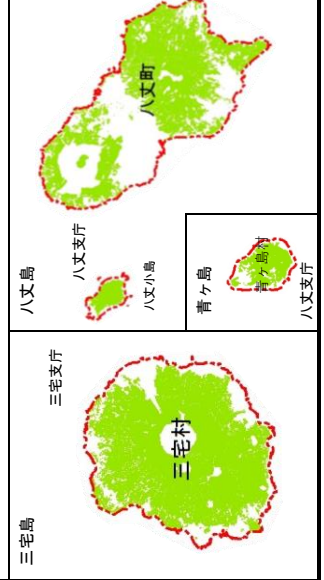
地域森林計画区域



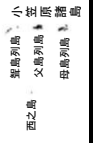
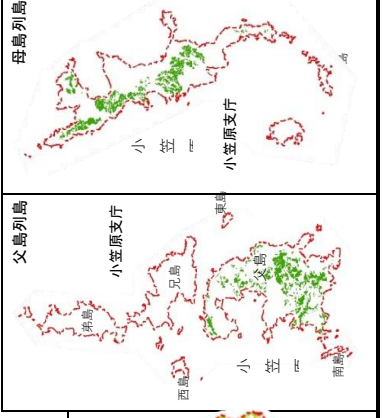
伊豆諸島



凶 画 十 长 森 明 船 以 申



鳴謝原班小



I 計画の大綱

I 計画の大綱

1 森林計画区の概況

(1) 位置及び面積

東京都は本州のほぼ中央の関東平野に位置し、東京湾に臨む区部及び中・西部からなる多摩地域と、伊豆・小笠原の島しょ部からなり、全体面積は2,200km²である。森林計画区もこの2つの地域に分かれており、本計画書は多摩森林計画区を対象とする。

多摩森林計画区は、多摩の25市3町1村及び23特別区全域を包含し、面積は1,765.75km²、森林面積はその約30%に相当する51,656ha（国有林1,182haを含む。）であり、森林の大半は西部の山地とその東側の丘陵に分布している。

(2) 自然的背景

地形は西部の山地、中央部の丘陵と台地及び東部の低地に大別される。山地部は秩父山地の一角をなす雲取山（2,017m）を最高峰として1,000m級の急峻な山々が東に向かって徐々に高度を下げ、指状に突出する加治丘陵、狭山丘陵、草花丘陵、加住丘陵及び多摩丘陵に連なる。これらに挟まれて秋留台地や武蔵野台地と呼ばれる洪積台地が中央部に広がり、東部は荒川沿いの沖積低地である。そして西部山地を源とする多摩川とその支流の秋川及び浅川などが急峻な山肌を形成しながら東に流下している。

地質は、西部山地では五日市～三峰山を結ぶ仏像構造線を境にして、北東側には秩父帯ジュラ紀付加体（御前山層など）と後期ジュラ紀の鳥ノ巣層群相当層（氷川層）が分布し、南西側には、四万十帯白亜紀付加体（小河内層群、小仏層群）が広がる。これに続く丘陵地は、砂岩・頁岩及びチャートからなる礫（れき）層や、砂層、シルト層が分布し、未固結なため脆弱（ぜいじゃく）である。

また、武蔵野台地や緩傾斜の丘陵地の表面には関東ローム層が見られる。

土壌は、西部山地では林木の成育に適した適潤性褐色森林土が最も広く分布している。尾根筋、山腹上部には乾燥の度合いが高い乾性褐色森林土が分布し、丘陵地には黒ボク土が広く分布している。

年平均気温は、西部山地が約13℃、平野部が約17℃で比較的温暖な気候である。年間降水量は、山間部は1,500mm、平野部は約1,690mmであり我が国の平均降水量に近い状態である。

植生は、冷温帯と暖温帯にまたがる地域にあり、人為が加えられたスギ、ヒノキの針葉樹人工林及びミズナラ、クヌギ、コナラ等の広葉樹林が主体で、一部にはシラビソ等の亜寒帯系の森林やカン類等の暖帯系の常緑樹林も存在する。

(3) 社会経済的背景

本計画区には、わが国の首都機能が立地し、政治、経済及び文化の各分野にわたり中枢管理機能が集積しており、約1,400万人の巨大な人口を擁している。

土地利用の状況は、戦後50年の間に、特に経済成長による急激な人口増加に伴い、1970～1980年代の約10年で農林地から宅地への土地利用転換が急速に進み、計画区面積に占める割合は、宅地等が68%、農地が3%、森林が29%となっている。

産業別の就業者割合は、第1次産業が1%に満たず、第2次産業が14%、第3次産業が85%で、他の地域に比べ、第1次及び第2次産業の割合は低く、第3次産業が極めて高くなっている。第1次産業は産業別生産額では非常に少ないが、市場に近接している有利性を活かした都市型農業生産が行われている。

また、森林を含む緑地は都民の身近なレクリエーション、憩いの場として重要な観光資源となっている。

(4) 森林・林業の現況

本計画区の森林の所有区分ごとの状況は、民有林が50,471haで98%を占め、国有林は1,182haで2%となっている。

本計画区の森林は、木材の供給をはじめ、水源の涵養^{かん}や災害の防止、生物多様性の保全、二酸化炭素の吸収などの様々な機能をつうじて、都民生活に貢献している。

また、自然に触れあえる場が少ない都市部の住民にとって、本計画区の森林は環境教育の大切な資源であるほか、森林ボランティア等の活動の場として多数利用されている。

本計画区の森林は、大別して三つの地域に区分される。上流に位置する西部山地の森林は、東京都の重要な水源であるとともに、天然林も豊富であり、秩父多摩甲斐国立公園の特別保護地区や特別地域を含むなど、公益的機能の発揮が最も強く要請される地域である。

これに続く多摩川中流域を中心とする一帯は、地味が肥沃であり林木の生長に適しているため、古くから「青梅林業」として集約的な林業が続けられてきた地域で、本計画区における木材生産の中心地としての役割を期待される地域である。

下流部に位置する丘陵地及び台地に分布する森林は、市街地に隣接する都市近郊林として、貴重な自然空間を都民に提供している。この地域は、高度経済成長期の急速な都市化により森林の転用が進み、森林面積が急減したところであるが、近年は森林の転用が一部散見されるものの、森林面積の大きな減少はない。

また、森林を含めた緑地環境が、保健休養の場として多くの都民に活用されている。こうした状況を踏まえ、それぞれの地域の特性を踏まえた施策が求められている。

本計画区の民有林は人工林の面積割合が約60%と多く、全国の40%（令和4年3月31日現在）を上回っている。人工林の多くは戦後に造林されたもので、現在、木材として利用可能な50年生を超える人工林が80%以上を占めており、森林資源は伐採・利用の時期を迎えている。

しかし、木材価格の長期にわたる低迷により多摩地域では木材の販売額だけでは伐採搬出経費さえも賄えないことが多く、林業経営は依然として厳しい状況にある。このことは、20年生以下の若い森林（以下「若齢林」という。）が極端に少ない偏った林齢構成にも現れている。若齢林は生長が盛んなため多くの二酸化炭素を吸収するが、伐採更新が行われず高齢化が進むと、森林の持つ二酸化炭素吸収機能の低下を招くことになる。

また、スギは20年生を超えると花粉飛散量を増加させるため、花粉症の大きな原因となる。木材生産が低迷し、スギ人工林が利用期を迎えても伐採されないままであると、花粉飛散量の削減も期することができなくなる。

以上のことから、東京都は現在、本計画区の森林における様々な問題を克服し、森林が持つ多面的な機能を維持・増進していくためには、伐採・利用・植栽・保育という森林の循環を促進させることが喫緊の課題である、という視点に立ち、様々な施策を展開している。

林業や森林生態系への被害が深刻化しているニホンジカについては、シカ管理計画（旧シカ保護管理計画）に基づき平成17年度から計画的な個体の捕獲や治山、造林事業をはじめとする総合的な対策を実施し、土壌流出を伴う新たな裸地化等の発生は見られなくなっている。しかし、現在では、植栽した苗木の大半が食害を受けるなどの林業被害が多摩地域全体で確認されており、引き続き、シカ管理計画に基づき、生息数を適正な水準に減少させる等、総合的な対策を図ることとしている。

加えて、都民共通の財産である森林により親しみを感じてもらうため、森林の保健、教育及び文化的利用に取り組むとともに、都民参加による森づくりを推進しているところである。

2 前計画の実行結果の概要及びその評価

(前計画における前半5か年：令和3年度から7年度までの5か年)

(1) 伐採立木材積

ア 実行結果の概要

単位 材積：千立方メートル，実行歩合：パーセント

区分	伐採立木材積								
	計画			実行			実行歩合		
	主伐	間伐	総数	主伐	間伐	総数	主伐	間伐	総数
総数	143	261	404	130	222	352	91	85	87
針葉樹	140	261	401	127	220	347	91	84	87
広葉樹	3	-	3	3	2	5	100	-	167

イ 評価

主伐材積については、林業採算性の低下に伴う森林所有者の経営意欲の減退等から民間で依然低調な生産活動が続いているが、都の主伐事業により計画量の約91%が確保されている。

間伐材積については、切り捨て間伐が中心ではあるが、年間44,500m³程度の間伐が実施され、おおむね計画量を達成した。

(2) 人工造林及び天然更新別の造林面積

ア 実行結果の概要

単位 面積：ヘクタール，実行歩合：パーセント

人工造林及び天然更新別面積								
総数			人工造林			天然更新		
計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
463	263	57	438	240	55	25	23	91

イ 評価

人工造林は、林業生産活動の低迷により民間事業による主伐が控えられ、都の主伐事業による再造林地以外の造林対象地が少なく計画量を下回った。

天然更新は、計画量と同程度の実績を確保することができた。

(3) 間伐面積

ア 実行結果の概要

単位 面積：ヘクタール，実行歩合：パーセント

計画	実行	実行歩合
4,794	4,399	92

イ 評価

間伐面積については、切り捨て間伐を中心に年間900ha程度の間伐が実施され、おおむね計画量を達成した。

(4) 林道の開設又は拡張規模

ア 実行結果の概要

単位 開設及び舗装延長：キロメートル，改良延長：箇所数，実行歩合：パーセント

区分	林道の開設又は拡張の数量								
	開設延長			改良延長			舗装延長		
	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
総数	17	3	18	34	44	129	9	11	122
基幹林道	－	－	－	－	－	－	－	－	－
その他	17	3	18	34	44	129	9	11	122

イ 評価

開設延長については、現地の地形、地質などの悪条件によるコスト増に加えて、令和元年度は台風災害の影響によりアクセス道が被害を受け、計画が中止になったこと等により、計画量を下回った。

一方、舗装・改良延長については、計画的に実施したことに加え、地元要望に即応した工事の実施により、計画量を大きく上回った。

(5) 保安林の整備

ア 実行結果の概要

単位 面積：ヘクタール，実行歩合：パーセント

区分	保安林の指定又は解除の面積					
	指定			解除		
	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
水源かん養のための保安林	140	48	34	5	0	3
災害防備のための保安林	96	93	97	14	12	83
保健、風致の保存等のための保安林	12	62	515	4	4	95

イ 評価

保安林の指定については、水源涵養保安林は計画量を下回ったが、災害防備保安林はおおむね計画量を達成、保健保安林等は計画量を大幅に上回った。

解除については、水源涵養保安林は解除申請の件数が予想より少なく、計画量を下回ったが、その他の保安林はほぼ計画通りとなった。

(6) 治山事業

ア 実行結果の概要

単位：地区，実行歩合：パーセント

保安施設事業			
種類	計画	実行	実行歩合
山地治山	30	47	157

イ 評価

山地治山事業量について、計画どおり事業を実施したことに加え、新たに発生した崩壊箇所の復旧事業を実施したため、計画量を上回った。

(7) 要整備森林の整備

ア 実行結果の概要

		単位 面積：ヘクタール, 実行歩合：パーセント		
施業区分		計画	実行	実行歩合
伐採	総数	2.3	-	-
	主伐	-	-	-
	間伐	2.3	-	-

イ 評価

森林所有者の整備の意向は確認済みであるが、間伐実施に向けた条件整備が整わなかったことから、指定箇所の伐採は実施されなかった。

3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

地域森林計画樹立に当たっては、森林法（昭和26年法律第249号）の規定に基づき「森林・林業基本計画（令和3年6月閣議決定）」を受けて立てられた「全国森林計画（令和5年10月閣議決定）」に即する必要がある。今回の森林・林業基本計画では、林業・木座産業が内包する持続性を高めながら成長発展させ、人々が森林の発揮する多面的機能の恩恵を享受できるようにすることを通じて、グリーン成長を実現することとし、森林の有する多面的機能の発揮に関する目標や林産物の供給及び利用に関する目標が示された。

全国森林計画では、これに即して地域ごとの事業目標量が設定されたほか、盛土等の安全対策の適切な実施に関する事項が追加された。

東京都においては、令和3年6月に「森づくり推進プラン」（以下「プラン」という。）を改定し、①森林循環を促進し公益的機能を高める森林整備、②生産性と収益性の高い林業経営、③多摩産材をはじめとする国産木材の需要拡大、④都民や企業等による森林利用の拡大の4つの戦略により、体系的な施策展開を行っている。

以上のことを勘案し、多摩地域森林計画の樹立については、全国森林計画の方針・数値目標を踏まえ、以下のような基本的考え方により森林の整備及び保全の目標、森林の施業や路網の開設等森林の整備に関する事項、保安施設の整備や森林の保護に関する事項等の森林法に規定される各事項について明らかにすることとする。

なお、市町村森林整備計画は、地域の森林のマスタープランとしての性格を発揮させるべく、市町村内の自然条件や森林資源の構成、森林に対する社会的要請及び森林・林業に関する諸施策の実施状況等を勘案し、本計画で定める基本的考え方、基準及び指針等を規範として策定することとする。

(1) 計画の対象とする森林の区域

本計画の対象とする森林の区域は、令和7年10月1日現在で多摩地域森林計画区が包括する区市町村の区域の民有林（森林法第2条第1項で規定する森林のうち、同条第3項に規定する国有林及び同法第10条の4に規定する適用除外森林を除いた森林）とする。ただし、その自然的経済的社会的諸条件及びその周辺の地域における土地の利用動向からみて、森林として利用することが相当でないと認められる民有林は除く。

(2) 森林の整備及び保全に関する事項

森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、生物多様性の保全や地球温暖化の防止並びに地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨等による災害防止に果たす役割にも考慮して、森林資源の状況並びに森林に関する自然条件及び社会的要請を総合的に勘案の上、特に発揮することが期待されている機能毎の森林整備及び保全

の基本方針を明らかにするとともに、計画期末の森林整備の目標を示す。

(3) 森林の整備に関する事項

ア 立木竹の伐採に関する事項

森林の有する多面的機能の発揮と資源の循環利用を図ることを前提とし、森林資源の現況、過去の伐採傾向、主要事業の規模及び全国森林計画に基づく本計画区への割振り量等を勘案して伐採量を計画する。

また、適切な森林施業を推進するため、立木の標準伐期齢及び伐採方法の指針を示す。

イ 造林に関する事項

裸地状態を早期に解消して多面的機能の維持を図るため、過去の造林傾向、主要事業の規模及び全国森林計画に基づく本計画区への割振り量等を勘案して人工造林及び天然更新別の造林量を計画する。

また、人工造林及び天然更新の対象樹種並びに更新方法の指針を示す。

ウ 間伐及び保育に関する事項

森林の有する多面的機能の高度発揮を図るため、引き続き間伐未実施林分の解消に努めることとし、森林資源の現況、過去の間伐実施状況及び全国森林計画に基づく本計画区への割振り量等を勘案して間伐量を計画するとともに間伐の標準的な回数、実施時期及び方法についての指針を示す。

保育については、適切な森林施業を確保し、健全な森林を育成するため、下刈り、つる切り、枝打及び除伐の実施時期及び方法についての指針を示す。

エ 公益的機能別施業森林の整備に関する事項

市町村森林整備計画で区分する公益的機能別施業森林（水源涵養機能維持増進森林、山地災害防止機能／土壤保全機能維持増進森林、快適環境形成機能維持増進森林、保健機能維持増進森林）及び木材生産機能維持増進森林の区域設定の基準並びに施業の方法に関する指針を示す。

オ 林道等の開設に関する事項

適切な森林整備の推進、効率的な林業経営の推進及び山村の生活環境の改善を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方を示すとともに、開設改良に当たっては、利用間伐等森林施業の優先順位が高く、早期に完了させることにより高い効果が期待できる路線を集中的に計画する。

カ 森林施業の共同化及び合理化に関する事項

都、市町村、森林組合等と連携を図りながら、森林経営計画制度及び森林経営管理制度の活用により森林経営の集約化を促し、意欲ある森林所有者や林業経営者によるスケールメリットを活かした効率的な森林施業の展開を図る。

なお、間伐等の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備、施業区域の明確化を推進する。

(4) 森林の保全に関する事項

ア 森林の土地の保全に関する事項

山地災害を防止し、森林の土地の保全を図るため、土壌緊縛力を有する樹根、保水機能を有する表土等の保全に留意すべき森林を指定する。

イ 保安施設に関する事項

保安林として管理すべき森林については、流域における自然条件や社会的要請及び保安林の配備状況を踏まえ、保安林の指定配備を計画的に推進するとともに、必要に応じて指定施業要件の見直し等を行いながらその整備を図る。

治山事業については、事前防災・減災の考え方に立ち、緊急に整備を要する箇所等を対象として治山施設の設置や本数調整伐等を計画する。

また、機能の発揮が低位な状態にあり、森林施業の実施により機能の回復・増幅が見込まれる保安林を要整備森林に指定し、その整備を図る。

ウ 鳥獣害の防止に関する事項

鳥獣害防止森林区域の基準及び当該森林区域内における鳥獣害の防止の方法について方針を定める。

エ 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

病虫害、鳥獣害（３(4)ウに掲げる事項を除く）、山火事等の森林被害に対する抵抗性の高い森林の整備や被害防除対策、被害跡地の復旧等について方針を定める。

(5) 保健機能森林の整備に関する事項

保健機能と文化機能が高い保健機能森林の区域設定の基準、保健機能の維持増進を図る森林整備の方針等を定める。

Ⅱ 計 画 事 項

Ⅱ 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

単位 面積：ヘクタール

区 分		対象面積	備考	区 分		対象面積	備考
総 数		51,656.47		八王子市		6,650.93	
市 町 村 別 面 積	奥多摩町	21,166.98		市 町 村 別 面 積	町田市	779.43	
	青梅市	6,461.92			日野市	31.95	
	瑞穂町	267.71			稲城市	12.21	
	羽村市	5.06			多摩市	0.21	
	(旧多摩川計画区計)	27,901.67			武蔵村山市	59.10	
	檜原村	9,750.61			東大和市	172.86	
	あきる野市	4,396.16			(旧浅川計画区計)	7,706.69	
	日の出町	1,901.34					
	(旧秋川計画区計)	16,048.11					

注1 計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の民有林とする。

2 本計画の対象森林は、保安林及び保安施設地区内の森林を除き、次の事項の対象となる。

(1) 森林法第10条の2第1項の林地開発許可

(2) 森林法第10条の7の2第1項の規定による森林の土地の所有者となった旨の届出

(3) 森林法第10条の8第1項の規定による伐採及び伐採後の造林の届出

3 森林計画図の縦覧場所は、以下のとおりとする。

(1) 産業労働局農林水産部森林課

(2) 産業労働局森林事務所保全課

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1) 森林の整備及び保全の目標

当該計画区域内における森林の有する機能及び各機能における望ましい森林資源の姿は次のとおりとする。

森林の有する機能	各機能における望ましい森林資源の姿
水源涵養機能 ^{かん}	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林
山地災害防止機能／ 土壌保全機能	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林

快適環境形成機能	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮へい能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林
保健・レクリエーション機能	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いや学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林
文化機能	史跡、名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されているなど、精神的・文化的・知的向上等を促す場としての森林
生物多様性保全機能	原生的な森林生態系、希少な生物が生息・生育、陸域・水域にまたがり特有の生物が生息・生育する溪畔林等、その土地固有の生物群集を構成する森林
木材等生産機能	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

(2) 森林の整備及び保全の基本方針

森林の有する各機能の充実と機能間の調整、また、それぞれの機能の維持増進を図るため、森林の整備及び保全の基本方針を次のとおり定めることとする。

森林の有する機能	森林の整備及び保全の基本方針
水源涵養機能 ^{かん}	① 洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を推進するとともに、伐採に伴って発生する裸地については、可能な限り縮小及び分散を図る。 また、自然条件や都民のニーズ等必要に応じ、天然力も活用した施業を推進する。 ② ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養^{かん}の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。
山地災害防止機能／ 土壌保全機能	① 災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進する。 また、自然条件や都民のニーズ等必要に応じ、天然

	力も活用した施業を推進する。 ② 集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。
快適環境形成機能	① 地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進する。 ② 快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風等に重要な役割を果たしている都市近郊林等の保全を推進する。
保健・レクリエーション機能	① 都民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や都民のニーズ等必要に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。 ② 保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。
文化機能	① 美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。 ② 風致の保存のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。
生物多様性保全機能	全ての森林は、多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与していることを踏まえ、その土地固有の自然条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランスよく配置される森林整備を推進するものとする。
木材等生産機能	① 木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育、間伐等を推進することを基本とする。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。 ② 将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行う。

(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等について、次のとおり計画する。

		単位 面積：ヘクタール	
区分		現況	計画期末
面積	育成単層林	30,541	30,437
	育成複層林	223	446
	天然生林	20,338	20,219
森林蓄積 (m ³ /ヘクタール)		267	285

- 注1 育成単層林とは、森林を構成する林木を皆伐により伐採し、単一の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持される森林。例えば植栽によるスギ・ヒノキ等からなる森林。
- 2 育成複層林とは、森林を構成する林木を帯状もしくは群状又は単木により伐採し、複数の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ、維持される森林。例えば針葉樹を高木とし、広葉樹を下木とする森林や、針葉樹と広葉樹など異なる林相の林分がモザイク状に混ざり合った森林。
- 3 天然生林とは、主として天然力を活用することにより成立させ維持される森林。例えば、天然更新によるシイ・カシ・ブナ・コメツガ・シラビソ等からなる森林。

2 その他必要な事項

(1) 「森づくり推進プラン」における森林の区分設定及び整備指針

多摩地域の森林については以下の2つの区分を設定し、それぞれ目的に応じた森林整備を促進する。

区分	区分設定の考え方	整備指針
生産林	スギ又はヒノキから成る人工林について、路網からの距離、地形、標高、傾斜など複数の項目から評価を行い、木材生産に適していると評価された項目が多い人工林を生産林とする。 生産林では市町村等と連携し、経営管理が行われていない森林の所有者に働きかけ、意欲ある森林所有者、森林組合、民間事業体への経営管理の委託を推進する等、地形的に連続した森林の集約化を図る。	森林の健全性を確保しつつ、木材を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、適切な時期に伐採、植栽及び保育を実施する。 保育においては、利用可能な間伐材を積極的に搬出し、森林資源の有効利用と収益の確保を目指す。
保全林	天然林及び法令等により立木の伐採に制限があり、公益的機能発揮の観点から将来にわたって保全が必要な人工林を保全林とする。 また、路網からの距離、地形、標高、傾斜など複数の項目から評価を行い、生産林として選出されなかった人工林を保全林とする。	天然林については基本的に自然の推移に委ねることとし、災害等により自然回復が困難な森林については、状況に応じて必要な森林整備を実施する。

		人工林については針広混交林化を図る間伐等を実施し、将来的には自然の遷移により維持・更新が図られるよう、天然林に近い姿に誘導する。
--	--	--

(2) その他必要な事項

奥地に立地するなど林業経営が成り立ち難く、森林所有者の努力だけでは管理が行き届かない人工林については、針広混交林化や高齢林化を目指した公的整備を推進し、水源涵(かん)養機能等の公益的機能の高度発揮を図るものとする。

また、都民参加の森林づくりを推進するため、森林ボランティアや民間企業等の活動支援及び受入環境の整備を図るものとする。

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

立木竹の伐採のうち主伐については、更新を伴う伐採であり、その方法については、次項（1）によるものとする。

(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

主伐に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保することとする。このほか、花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替え等を促進する。

また、伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定することとする。

なお、市町村森林整備計画で定める「立木の伐採（主伐）の標準的な方法」についての指針は、次の事項のほか、「主伐時における伐採・搬出指針」（令和3年3月16日付け2林整第1157号林野庁長官通知）のうち、立木の伐採方法に関する事項を踏まえたものとする。

また、人工林の生産目標ごとの主伐の時期は、下表を目安として定めるものとする。

樹種	生産目標	期待径級（cm）
スギ	一般材	22～26
	柱材	18～20
	大径材	30～
ヒノキ	一般材	22～26
	柱材	18～20
	大径材	30～
マツ	一般材	22～24

ア 皆伐

皆伐とは、主伐のうち択伐以外のものとし、実施に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件、地域の林業技術体系及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、以下の事項に留意の上、実施するものとする。

(ア) 自然条件及び公益的機能の確保についての必要性を踏まえ、1箇所当たりの伐採面積の規模、伐採箇所の分散に配慮することとする。

また、林地の保全、落石等の防止、風害等の各種被害の防止及び風致の維持、溪流周辺並びに尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとする。

(イ) 主伐の時期については、地域の森林構成等を踏まえ、公益的機能の発揮との調和に配慮し、木材等資源の効率的な循環・利用を考慮して、多様化及び長期化を図ることとし、多様な木材需要に対応した林齢で伐採するものとする。

(ロ) 伐採跡地については、ぼう芽による更新が確実な場合を除き、適確な更新により、裸地状態を早急に解消するため、適地適木を旨として、郷土樹種も考慮に入れて、気候、土壌等の自然条件に適合した樹種を早期に植栽するものとする。

ぼう芽による更新を行う場合には、優良なぼう芽を発生させるため、11月から3月の間に伐採するものとする。

イ 択伐

択伐は、主伐のうち伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものとする。

択伐に当たっては、人為と天然力の適切な組み合わせにより、複数の樹冠層を構成する森林として成立させ、一定の立木材積の維持や森林の有する多面的機能の維持増進が適切に図られるよう以下の事項に留意の上、実施するものとする。

(ア) 点状（単木）・帯状又は群状択伐による場合は、伐採区域全体でおおむね均等な伐採率で行い、材積に係る伐採率 30%以下（伐採後の造林が人工造林による場合にあっては 40%以下）を標準とし、森林生産力の増進が図られる適正な林分構造に誘導するよう適切な繰り返し期間によること。

(イ) 漸伐又は小面積皆伐による場合は、適切な伐採区域の形状、伐採面積の規模、伐採箇所の分散等に配慮すること。

(ロ) 小面積伐採等を行った森林については、大苗を植栽するなど、早急かつ確実な更新が図られるよう配慮すること。

(ハ) 天然更新を前提とする場合には、種子の結実状況、天然稚樹の生育状況、母樹の保存等に配慮すること。

(ニ) ぼう芽による更新を行う場合には、優良なぼう芽を発生させるため、11月から3月の間に伐採するものとする。

(2) 立木の標準伐期齢に関する指針

市町村森林整備計画で定める「立木の標準伐期齢」についての指針は、次表のとおりとする。

なお、標準伐期齢は、標準伐期齢に達した森林の伐採を義務付けるものではない。

【立木の標準伐期齢の指針】

地区	樹種							
	スギ	ヒノキ	マツ	その他の針葉樹		広葉樹		
				人工植栽により生育	天然下種により生育	主として天然下種により生育	主としてとう芽により生育	主として人工植栽により生育
全域	35	40	35	40	55	65	15	10

2 造林に関する事項

造林については、裸地状態を早期に解消して公益的機能の維持を図るため、更新すべき期間内に造林を行うものとし、その方法については、気候、地形、土壌等の自然条件に応じて、人工造林又は天然更新によるものとする。特に、伐採後に適確な更新が図られていない伐採跡地については、それぞれの森林の状況に応じた方法により早急な更新を図る。

なお、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林においては、人工造林を行うものとする。

(1) 人工造林に関する指針

ア 人工造林の対象樹種に関する指針

市町村森林整備計画において定める「人工造林の対象樹種」は、適地適木を旨として、スギ、ヒノキ、アカマツ等の針葉樹のほか、広葉樹や郷土樹種からその林地に最も適する造林樹種とする。

なお、花粉症の社会問題化に鑑み、スギの人工造林に当たっては、特段の理由がある場合を除き花粉の発生量が少ない品種系統を選定するものとする。

また、市町村森林整備計画において定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員と相談の上、適切な樹種を選択するものとする。

イ 人工造林の標準的な方法に関する指針

市町村森林整備計画で定める「人工造林の標準的な方法」についての指針は、次のとおりとする。

なお、人工造林に当たっては、次項を指針としながら、現地の状況に応じた本数

の苗木や大苗を植栽することとし、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入など、低コスト化に努めるものとする。

(7) 育成単層林

- ① 人工林の植栽本数については、生産目標や森林の諸機能の発揮に対する社会的要請、既往の植栽本数及び施業体系等を勘案して定めるものとし、スギ・ヒノキ・マツについては下表の植栽本数を基礎として定めるものとする。

樹種	仕立て方法	植栽本数
スギ	密仕立て	4,000本／ ^{ヘク} ター
	中仕立て	3,000本／ ^{ヘク} ター
	疎仕立て	2,000本／ ^{ヘク} ター
ヒノキ	密仕立て	4,000本／ ^{ヘク} ター
	中仕立て	3,000本／ ^{ヘク} ター
	疎仕立て	2,000本／ ^{ヘク} ター
マツ	中仕立て	3,000本／ ^{ヘク} ター

- ② 伐採木や枝条等が植栽の支障とならないよう、地ごしらえを行うこととし、気象災害や林地の保全に配慮する必要がある場合には、筋置とするなどの点に留意するものとする。

また、気候その他の自然条件及び既往の方法を勘案して、植え付け方法を定めるとともに、適期に植え付けるものとする。

- ③ ぼう芽による更新を行う場合には、次項(2)のイの(イ)に準じて行うものとする。

(イ) 育成複層林

植栽を行うことが必要かつ適切な森林については、適地適木を旨とし、郷土樹種も考慮に入れて、気候、土壌等の自然条件に適合した樹種、本数の苗木や大苗を早期に植栽するものとする。

また、更新を確保し成林させるために更新補助作業を実施することが必要となる森林については、次項(2)のイの(ア)に準じて、それぞれの森林の状況に応じた方法により施業を行うものとする。

ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針

市町村森林整備計画で定める「伐採跡地の人工造林をすべき期間」についての指

針は、次のとおりとする。

(ア) 皆伐を行い人工造林によるものについては、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内とする。

(イ) 人工林択伐を実施する場合は、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内とする。

(2) 天然更新に関する指針

天然更新は、前生稚樹の生育状況、母樹の存在等森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行う。

ア 天然更新の対象樹種に関する指針

市町村森林整備計画において定める「天然更新の対象樹種」は、適地適木を旨とする。さらに、土壌等の自然条件、既往の施業体系などを勘案し、在来樹種も考慮に入れて、将来その林分において高木となりうる樹種とする。対象樹種は、広葉樹ではナラ類、カシ類、カエデ類、サクラ類等、針葉樹ではマツ類、モミ類等とし、このうち、ぼう芽更新が可能な樹種はナラ類、カシ類、カエデ類、サクラ類等とする。

イ 天然更新の標準的な方法に関する指針

市町村森林整備計画で定める「天然更新の標準的な方法」についての指針は、次に示す事項及び別表1「天然更新に関する実施基準」のとおりとする。

(7) 天然下種更新

天然下種更新による場合には、それぞれの森林の状況に応じて、次のとおり地表処理、刈出し、植込み等の天然更新補助作業を行うものとする。

- ① 地表処理については、ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条整理等の作業を行うものとする。
- ② 刈出しについては、ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行うものとする。
- ③ 植込みについては、天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽するものとする。

(イ) ぼう芽更新

ぼう芽更新による場合は、ぼう芽の優劣が明らかとなる頃に、根又は地際部から発生しているぼう芽を1株当たりの仕立て本数3～4本を目安として、ぼう芽整理を行うものとする。

また、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じて植込みを行うものとする。

ウ 伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針

市町村森林整備計画で定める「伐採跡地の天然更新をすべき期間」は、原則として伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内とする。

また、各市町村において適用する天然更新完了基準は、伐採跡地の天然更新をすべき期間を踏まえた上で、本数及び樹高により確認するものとし、別表1の3及び4のとおり定めるものとする。この完了基準により更新が完了していないと判断される場合には、植栽等により確実に更新を図るものとする。

(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

ぼう芽更新に適した立木や天然下種更新に必要な母樹の賦存状況、天然更新に必要な更新樹種の立木の生育状況、林床や地表の状況、病虫害及び鳥獣害の発生状況、当該森林及び近隣の主伐実施箇所における天然更新の状況等の観点から天然更新が期待できない森林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林とし、適確な更新を確保するものとする。

なお、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林は、市町村森林整備計画においてその森林の基準を定めるものとする。

(4) その他必要な事項

「森づくり推進プラン」に定める森林の区分においては、区分設定の考え方に従い、次のとおり造林の考え方を定める。

区分	造林の考え方
生産林	木材等生産機能の発揮が期待され将来にわたり育成単層林として維持する森林及び植栽によらなければ適確な更新が困難な森林においては、原則として人工造林を実施する。
保全林	原則として天然更新を実施するが、公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林及び植栽によらなければ適確な更新が困難な森林においては、人工造林による更新を実施する。

3 間伐及び保育に関する事項

(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

市町村森林整備計画で定める「間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法」についての指針は、次のとおりとする。

ア 育成単層林

林冠がうっ閉して、林木相互の競争が生じ始めた時期をその開始時期とするとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持されるよう適切な間伐率に留意し、おおむね①枯損木、病木及び衰退木、②被圧木、③曲がり木、④並みの木の順序で行うものとする。ただし、選木に当たっては、形質不良木に偏ることなく、立木の配置が適切になるよう留意する。

(7) 標準的な間伐の回数及び時期

標準的な間伐の回数及び実施時期については、次のとおり定めるものとする。

樹種	施業種別	齢級																備考
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	…	20		
スギ	短伐期				←			→									おおむね3回実施	
	長伐期				←								→				おおむね5回実施	
ヒノキ	短伐期				←			→									おおむね3回実施	
	長伐期				←												おおむね5回実施	

(4) 間伐率

間伐率は本数率で30%を標準とするが、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で行うものとする。

また、高齢級の森林における間伐に当たっては、立木の成長力に留意することとする。

イ 育成複層林

植栽型の森林については、育成単層林における施業に準じて行うこととする。

天然更新型の森林については、それぞれの森林の状況に応じた適正な林分構造が維持されるよう適時適切に行うものとする。

(2) 保育の標準的な方法に関する指針

保育の標準的な方法は、下刈り、つる切り、枝打ち及び除伐とし、立木の生育促進及び林分の健全化を図るものとする。

なお、市町村森林整備計画で定める「保育の作業種別の標準的な方法」についての指針は、次のとおりとする。

ア 標準的な保育作業の時期

標準的な保育作業の実施時期については、次のとおり定めるものとする。

【基準】

保育の種類	樹種	実施林齢									
		1	2	3	4	5	6	7	10	13	20
下刈り	スギ ヒノキ	○	○	○	○	○	○	○			
つる切										○	○
枝打ち										○	○
除伐									○		

イ 育成単層林

(7) 下刈り

下刈りは、局地的気象条件、植生の繁茂状況等に応じ、また、上記表に限らず実施時期や回数を見直しも含め、作業の省力化・効率化に留意し、適切な時期及び作業方法により行うこと。

また、下刈りの終期は、目的樹種の生育状況、植生の種類及び植生高により判断すること。

(イ) つる切

つる類を切る場合には、なるべくつるの地際部から切断し、幹に傷をつけないように注意すること。

また、幹に食い込み始めたつるは必ず幹から取り除くようにすること。

(ウ) 枝打ち

枝の切断作業に当たっては、原則として幹に傷をつけないように注意すること。

また、実施時期は、厳冬期を除く10月から3月までの成長休止期を基本とすること。

(エ) 除伐

目的外樹種であっても、その生育の状況、公益的機能の発揮及び将来の利用価値を勘案し、有用なものは保存し育成すること。

ウ 育成複層林

下刈り、つる切り、除伐、枝打ちは、育成単層林における施業に準じて行うものとする。

枝払い、下層木の生育に必要な林内照度を確保するため、必要に応じて行うものとする。

(3) その他必要な事項

特になし

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

ア 区域の設定の基準

公益的機能別施業森林は、水源涵養機能^{かん}の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林、森林の有する土地に関する災害の防止機能、土壌の保全機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林とし、各機能における森林の区域を設定する基準を次のとおり定めるものとする。

なお、区域を設定する際に機能が重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないようにするものとする。

(ア) 水源の涵養機能^{かん}の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（水源涵養機能維持増進森林）

ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林並びに地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存する森林とする。

水源涵養機能^{かん}の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域は、森林の分布状況を踏まえ林班又は準林班単位等で面的に設定することが望ましい。

(イ) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林）

山腹崩壊等により人命・人家等に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林とする。

山地災害防止機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域は、森林の分布状況を踏まえ林班又は準林班単位等で面的に設定することが望ましい。

また、土壌保全機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林は、林班又は準林班単位等で面的に設定又は林小班等特定の区域でも設定できるもの

とする。

**(ウ) 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
(快適環境形成機能維持増進森林)**

住民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林とする。

快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域は、林班又は準林班単位等で面的に設定又は林小班等特定の区域でも設定できるものとする。

(エ) 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（保健機能維持増進森林）

観光的に魅力のある高原、溪谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林、都民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡、名勝等の所在する森林やこれらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する森林、さらに、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する溪畔林などの属地的な機能の発揮が求められている森林とする。

保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域は、林班又は準林班単位等で面的に設定又は小班等特定の区域でも設定できるものとする。

イ 施業の方法に関する指針

(ア) 水源涵養機能^{かん}の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林においては、良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐期の間隔の拡大や皆伐面積の規模縮小や分散を図ることとする。

また、自然条件や都民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。

なお、当該機能において、伐採面積の規模を縮小した皆伐を推進すべき森林の基準は、次表のとおりとする。

水質の保全又は水量の安定的確保のため伐採の方法を定める必要がある森林 (水源涵養機能)	次の条件のいずれかに該当する森林 ① 地形について a 標高の高い地域 b 傾斜が急峻な地域 c 谷密度の大きい地域 d 起伏量の大きい地域 e 溪床又は河床勾配の急な地域 f 掌状型集水区域 ② 気象について a 年平均又は季節的降水量が多い地域 b 短時間に強い雨の降る頻度が高い地域 ③ その他 大面積の伐採が行われがちな地域
--	---

(イ) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林、快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林においては、特にこれらの公益的機能の発揮を図る森林については択伐による複層林施業を行うものとする。それ以外の森林においては、択伐以外の方法による複層林施業を行うこととし、適切な伐区の形状・配置等により伐採後の林分においても、機能の確保ができる場合には、長伐期施業を行うことも可能であるものとする。

また、皆伐によるものについては伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとする。

各機能のうち、複層林施業を推進すべき森林の基準は、次のとおりとする。

人家、農地、森林の土地又は道路その他の施設の保全のため伐採の方法を定める必要がある森林 (山地災害防止機能／土壌保全機能)	次の条件のいずれかに該当する森林 ① 地形 a 傾斜が急な箇所であること。 b 傾斜の著しい変移点を持っている箇所であること。 c 山腹の凹曲部等地表流下水又は地中水の集中流下する部分を持っている箇所であること。 ② 地質 a 基岩の風化が異常に進んだ箇所であること。 b 基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所であること c 破碎帯又は断層線上にある箇所であること。 d 流れ盤となっている箇所であること。
--	---

	③ 土壌等 a 火山灰地帯等で表土が粗しょうで凝集力の極めて弱い土壌から成っている箇所であること。 b 土層内に異常な滞水層がある箇所であること。 c 石礫地からなっている箇所であること。 d 表土が薄く乾性な土壌から成っている箇所であること。
生活環境の保全及び形成のため伐採の方法を定める必要がある森林 (快適環境形成機能)	次の条件のいずれかに該当する森林 ① 都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした林相をなしている森林 ② 市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林 ③ 気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林
自然環境の保全及び形成並びに保健・教育・文化的利用のため伐採の方法を定める必要がある森林 (保健・レクリエーション機能／文化機能／生物多様性保全機能)	次の条件のいずれかに該当する森林 ① 湖沼、瀑布、溪谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林 ② 紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの ③ ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林 ④ 希少な生物の保護のため必要な森林（択伐に限る。）

(ウ) 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に地域独自の景観等が求められる森林においては、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うものとする。

(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

ア 区域の設定の基準

林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林とするとともに、この内、次の(ア)から(ウ)までを基準とし、これを満たす又はこれに準ずると認められ、木材等生産機能が高く、特に効率的な木材生産が期待できると認められる森林については、

地域の実情に応じて「特に効率的な施業が可能な森林の区域」として設定すること。

なお、区域を設定する際に、(1)の機能と重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないようにするものとする。

(ア) 林班の面積のうち人工林が過半を占める

(イ) 林班の傾斜区分の平均が緩又は中である

(ウ) 傾斜区分に応じた路網密度が、次項 5 の(2)表以上である

また、上記のほか、第 2 の 2 の(1)に示す「生産林」の区分も参考に、より効果的な区域設定となるよう検討すること。

イ 施業の方法に関する指針

木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域においては、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とする。この場合、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。

また、特に効率的な施業が可能な森林の区域における人工林の伐採後は、原則、植栽による更新を行うものとする。

(3) その他必要な事項

特になし

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道等の開設に当たっては、自然条件及び社会的条件が良好であり、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に、効率的な森林施業や木材の大量輸送等への対応の視点を踏まえ、整備を推進することとする。

なお、本計画区の森林は急峻地が多いことから、路網の骨格としての機能や、森林施業の効率的な実施を確保する観点に立って林道を整備していくこととし、Ⅱの第 2 の 1 の「森林の整備及び保全の基本方針」を踏まえ、それぞれの森林に応じた路網整備を計画的に実施するとともに、林道施設の長寿命化対策や、拡幅等の高規格化による総合的なコスト縮減を図る。

水源涵養機能等の維持向上のための積極的な施業を実施すべき森林においては、急傾斜地等崩壊の危険性が高い箇所の回避に配慮した路網整備を行う。

森林体験活動の場や保健・レクリエーション等を重視する森林へのアクセス等に必要路網の整備を行う場合には、利用者の利便性・安全性の確保や景観及び生態系の保全に配慮した線形・構造等をもった適切な工法を選択する。

木材等生産機能が強く、将来にわたり育成単層林として維持する森林においては、骨格となる林道開設を主体とし、丈夫で簡易な規格・構造を有する林業専用道や森林作業道を柔軟に組み合わせて森林施業の効率を向上させる高密度路網の整備を優先的に推進する。

路網の現状は下表のとおり。

○路網の現状

単位 延長：キロメートル		
区分	路線数	延長
森林管理道	202 路線	332
うち林業専用道	—	—

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

傾斜・地形等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮し、木材の搬出や多様な森林への誘導等に必要な森林施業を効果的かつ効率的に推進するため、林地の傾斜区分や搬出作業に応じた路網密度の標準的な水準を以下のとおり示す。

単位 路網密度：m／ヘクタール			
区分	作業システム	路網密度	基幹路網
緩傾斜地 (0° ～ 15°)	車両系作業システム	110以上	30-40
中傾斜地 (15° ～ 30°)	車両系作業システム	85以上	23-34
	架線系作業システム	25以上	
急傾斜地 (30° ～ 35°)	車両系作業システム	60<50>以上	16-26
	架線系作業システム	20<15>以上	
急峻地 (35° ～)	架線系作業システム	5以上	5-15

※「急傾斜地」の<>書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度である。

(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方

路網整備等推進区域の設定に当たっては、森林施業の効率化を図るため、搬出を伴う間伐を実施する区域を含む人工林を主体とした複数の林班から成るまとまりを持った区域を指定するものとする。

ただし、保安林等の制限林について、分散的に存在する森林については、除外することができるものとする。

(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方

適切な規格・構造の路網の整備を図る観点から、路網整備に当たっては、林道規程（昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知）、林業専用道作設指針（平成22年9月24日22林整第602号林野庁長官通知）及び森林作業道作設指針（平成22年11月17日22林整第656号林野庁長官通知）を基本として東京都が定める林業専用道作設指針、森林作業道作設指針に則り開設を行うものとする。

(5) 林産物の搬出方法等

ア 林産物の搬出方法

林産物の搬出方法については、「主伐時における伐採・搬出指針」（令和3年3月16日付け2林整第1157号林野庁長官通知）のうち、「5 伐採・造材・集運材における作業実行上の配慮」を踏まえ、適切な搬出方法を定めること。

イ 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法 該当なし

(6) その他必要な事項

森林整備作業、搬出材の一時貯木等に不可欠な土場、作業ヤードについて、作業の効率化・低コスト化の観点から既設及び新規林道への設置を図っていくものとする。

また、近年頻発する豪雨等による林道被害については、地域の森林経営や住民の利用状況を勘案し、優先度を考慮して災害復旧を行うこととする。

6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

森林施業の合理化については、計画区内の市町村、森林・林業・木材産業関係者等の合意形成を図りつつ、以下の事項について、多摩地域の実情に応じ計画的かつ総合的に推進することとする。

(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針

委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等については、森林所有者等への働きかけ、施業集約化に向けた長期の施業の受委託など森林の経営の受委託に必要な情報の入手方法の周知をはじめとした普及啓発活動のほか、森林情報の提供及び公開並びに助言・あっせんなどを推進し、意欲ある森林所有者・森林組合・民間事業者への長期の施業等の委託を進めるとともに、林業経営の委託への転換を目指すものとする。その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、施業内容やコストを明示した提案型施業の普及及び定着を促進する。

また、森林施業の共同実施、作業路網の維持運営等を内容とする施業実施協定の締結等により、森林所有者等の共同による施業の確実な実施を促進するものとする。

あわせて、今後、森林クラウドによる情報の集約化・共有化のほか間伐等の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の明確化を図るなど森林管理の適正化を図るものとする。

また、森林経営計画の作成指導や施業実施協定の締結等を支援する森林総合監理士（フォレスター）や森林施業プランナーの育成を図ることとする。

(2) 森林経営管理制度の活用に関する方針

森林の経営管理（自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うことをいう。以下同じ。）を森林所有者自らが実行できない場合には、市町村が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に再委託するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については市町村が自ら経営管理を実施する森林経営管理制度の活用を促進するものとする。

(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

林業に従事する者の養成及び確保については、東京都林業労働力確保支援センターを核に、就業相談会の開催、就業体験等の実施及び技能・技術の習得のための計画的な研修の実施等による林業就業者のキャリア形成支援並びに林業事業者における雇用関係の明確化及び雇用の安定化による他産業並みの労働条件の確保等雇用管

理の改善並びに事業量の安定的確保、合併・協業化及び生産性の向上等による事業の合理化を一体的・総合的に促進するものとする。

また、経営方針を明確化し、生産管理手法の導入などを通じて林業経営基盤を強化することにより、地域の林業の担い手となり得る経営感覚に優れた林業経営者を育成するとともに、林家等に対する経営手法・技術の普及指導に積極的に取り組むものとする。

(4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

作業システムの高度化については、多摩地域の急峻な地形等の条件に適合し、森林施業の効率化、労働災害の減少等に資する高性能林業機械等の導入・稼働率の向上を図るものとする。

また、現地の作業条件に応じた作業システムを効率的に展開できるオペレーターの養成を計画的に推進するほか、高性能林業機械の導入及びその効率的な利用を確保するため、リースやレンタルの活用、林業機械の利用体制の整備について積極的に取り組むものとする。

(5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

ア 生産・加工・流通体制の整備

流通・加工体制の整備については、森林所有者等から木材製造業者等に至る木材の安定的取引関係の確立、施設・設備の高性能化等による流通・加工コストの低減等を通じ、需要に即した品質及び強度性能の明確な東京の木多摩産材を安定的に供給し得る体制の整備に加え、森林に関する法令に照らし伐採に係る手続が適正になされたものであることや持続可能な森林経営が営まれている森林から生産されたものであることを証明する東京の木多摩産材の認証制度の適正な運用及びブランド化について、官民一体となって推進する。

イ 未利用木質資源の有効利用の推進

林地残材や製材過程で発生する端材などの未利用木質資源の有効活用に向けてエネルギーやマテリアルへの利活用を検討・推進する。

ウ 公共建築物等での木材利用の促進

住宅・民間建築物等の木造化や内装木質化の推進にも大きな波及効果が期待できる公共建築物等への木材利用の促進を図るため、「東京都公共建築物等における多摩産材等利用推進方針」に基づく都施設での率先的な木材利用に努めるとともに、区市町村の木材利用促進方針の策定、多摩産材の率先利用を働きかけ、木材需要の拡大を図るものとする。

(6) その他必要な事項

山村における定住や都市と山村の交流の促進を図るため、林業や木材産業での就業機会の創出や山村における生活環境の整備、森林空間の総合的な利用に努めるとともに、森林所有者や地域住民、ボランティア、NPO等の多様な主体による森林資源の利活用等森林施業の合理化を推進する。

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区については、次のとおりとする。

単位 面積：ヘクタール

所 在		面 積	留 意 す べ き 事 項	備 考
市 町 村	地 区			
奥多摩町	15林班の一部ほか	6,962	表土の保水機能	水源かん養保安林
	1林班の一部ほか	427	樹根の土壌緊縛力	土砂流出防備保安林
	4林班の一部ほか	17	〃	土砂崩壊防備保安林
	17林班の一部ほか	34	〃	落石防止保安林
	3林班の一部ほか	4,968	〃	砂防指定地
青梅市	50林班の一部ほか	126	表土の保水機能	水源かん養保安林
	6林班の一部ほか	260	樹根の土壌緊縛力	土砂流出防備保安林
	36林班の一部ほか	2	〃	土砂崩壊防備保安林
	44林班の一部ほか	3	〃	落石防止保安林
	1林班の一部ほか	332	〃	砂防指定地
羽村市	1林班の一部	4	樹根の土壌緊縛力	砂防指定地
檜原村	6林班の一部ほか	3,395	表土の保水機能	水源かん養保安林
	1林班の一部ほか	286	樹根の土壌緊縛力	土砂流出防備保安林
	1林班の一部ほか	6	〃	土砂崩壊防備保安林
	41林班の一部ほか	45	〃	砂防指定地
あきる野市	21林班の一部ほか	415	表土の保水機能	水源かん養保安林
	1林班の一部ほか	138	樹根の土壌緊縛力	土砂流出防備保安林
	3林班の一部ほか	12	〃	土砂崩壊防備保安林
	8林班の一部ほか	5	〃	落石防止保安林
	1林班の一部ほか	261	〃	砂防指定地
日の出町	25林班の一部	4	表土の保水機能	水源かん養保安林
	2林班の一部ほか	64	樹根の土壌緊縛力	土砂流出防備保安林
	27林班の一部ほか	1	〃	土砂崩壊防備保安林
	27林班の一部	1	〃	落石防止保安林
	2林班の一部ほか	16	〃	砂防指定地
八王子市	23林班の一部ほか	1,153	表土の保水機能	水源かん養保安林
	4林班の一部ほか	238	樹根の土壌緊縛力	土砂流出防備保安林
	73林班の一部ほか	4	〃	土砂崩壊防備保安林
	81林班の一部	2	〃	落石防止保安林
	38林班の一部ほか	29	〃	砂防指定地
町田市	1林班の一部ほか	32	樹根の土壌緊縛力	土砂流出防備保安林
	1林班の一部ほか	2	〃	土砂崩壊防備保安林
稲城市	4林班の一部	2	樹根の土壌緊縛力	土砂崩壊防備保安林
多摩市	1林班の一部	0	樹根の土壌緊縛力	土砂崩壊防備保安林
計		19,247		

注) 「0」は、面積が0.5ha未満のものである。

注) 保安林の所在の詳細は、第7その他必要な事項「1 保安林その他法令により
施業について制限を受けている森林の施業方法」によること

(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法

該当なし

(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

ア 土砂の切取り、盛土等土地の形質変更に当たっては、森林の土地の保全に十分留意することとし、土地の形質変更の態様、地形、地質等の条件及び行うべき作業の内容等に留意して、実施する区域を選定するものとする。

イ 土砂の切取り及び盛土を行う場合には、必要に応じて、のり面保護のための緑化工事及び土留工事を施工すること。

また、雨水を適切に処理するための排水施設を設けるものとする。

ウ その他の土地の形質変更に当たっては、その態様に応じて土砂の流出及び崩壊の防止に必要な施設を設ける等、適切な保全措置を講じるものとする。

なお、次の土層は、地質的に軟弱なため、土地の形質変更に当たっては十分留意する必要がある。

土層	所在		備考
	市町村名	地区	
平山砂層	八王子市	1 1 1 ～ 1 2 6 林班の区域	
	町田市	2 ～ 4 林班の区域	
鶴川砂泥層	町田市	1 9 ～ 2 5 林班の区域	
稲城砂層	町田市	9 ～ 1 8 林班の区域	

エ 太陽光発電施設の設置に当たっては、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透能や景観に及ぼす影響が大きいこと等の特殊性を踏まえ、許可が必要とされる面積規模の引下げや適切な防災施設の設置、森林の適正な配置など開発行為の許可基準の適正な運用を行うとともに、地域住民の理解に配慮すること。

オ 盛土等に伴う災害の防止に当たっては、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）に基づき、都知事が指定する規制区域の森林の土地においては、谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際の技術的基準を遵守すること。

(4) その他必要な事項

特になし

2 保安施設に関する事項

(1) 保安林の整備に関する方針

保安林については、水源の涵養、災害の防備、保健・風致の保存等の目的を達成するために保安林として指定する必要がある森林について保安林の配備を計画的に推進するとともに、必要に応じて指定施業要件の見直し等を行いながら、その整備を図る。

(2) 保安施設地区の指定に関する方針

該当なし

(3) 治山事業の実施に関する方針

近年頻発している集中豪雨や台風等による被害を軽減し、都民の生命・財産を守るため、事前防災・減災の考え方に立ち、緊急に整備を要する箇所について、早期に着手し山地災害を防止する。

また、手入れの遅れた荒廃森林について、治山施設の設置や本数調整伐等森林の整備を行うことにより、水源涵養機能・山地災害防止機能の維持増進を図ることとする。その際、保安林の配備による伐採等に対する規制措置と治山事業の実施の一体的な運用に努める。さらに、災害の発生形態の変化など勘案し、計画、設計、施工の各段階において、既存施設の長寿命化対策の推進を含めた総合的なコスト縮減に努めるとともに、自然環境への配慮や木材利用への取組を進める。

(4) 特定保安林の整備に関する事項

特定保安林の区域内に存在し、樹冠疎密度、樹種、林木の生育の状況、下層植生の状況からみて機能の発揮が低位な状態にあると認められる保安林で、森林施業の実施により機能の回復・増進が図られると見込まれるものについて、要整備森林に指定し、その整備を図る。

(5) その他必要な事項

特になし

3 鳥獣害の防止に関する事項

(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針

鳥獣害防止森林区域の設定の基準を示し、かつ当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針を定めるべき対象鳥獣は、「地域森林計画及び国有林の地域別の

森林計画に関する事務の取扱いの運用について」(平成12年5月8日12林野計第188号林野庁長官通知)に基づくとともに、本計画区の現状を勘案し、ニホンジカとする。

ア 区域の設定の基準

ニホンジカによる食害や剥皮等の森林被害が現に発生している又は今後発生することが予想される森林を鳥獣害防止森林区域に設定する。区域の設定にあつては、「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」(平成28年10月20日28林整研第180号林野庁長官通知)に基づき、森林生態系多様性基礎調査の結果を基に、目撃情報及び被害情報を勘案して設定する。

イ 鳥獣害の防止の方法に関する方針

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、単木保護ネットやシカ侵入防止柵・ネット等の設置、現地調査による被害状況のモニタリング等の植栽木の保護措置又は捕獲による鳥獣害防止対策を推進するものとする。その際、生息状況や被害の動向を踏まえ、関係行政機関や猟友会等と連携した対策を推進することとし、東京都農林業獣害対策基本計画及び第2種シカ管理計画等の農業被害対策や鳥獣保護管理施策等と連携・調整を図るものとする。

(2) その他必要な事項

鳥獣害防止森林区域内において、(1)のイに定める被害防止対策を実施している箇所については、必要に応じて現地踏査の実施、関係行政機関や林業事業体との意見交換等により、被害防除設備の劣化状況やニホンジカによる植栽木への被害状況の確認に努めるものとする。

4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

(1) 森林病虫害等の被害対策の方針

森林の持つ多面的な機能の維持増進を図るため、森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に努めることとする。

なお、マツクイムシによる被害については、被害抑制のための健全なマツ林の整備と適確な防除の推進を図るとともに、被害の状況に応じ、被害跡地の復旧、抵抗性マツ又は他の樹種への転換を図ることとする。

なお、抵抗性を有するマツへの転換に当たっては、気候、土壌等の自然条件に適合したものを導入することとする。

また、ナラ枯れ被害についても、全国各地や都内においても発生が確認されていることから、引き続き近隣県及び都内における発生状況に留意し、関係機関と情報共有及び発生箇所での被害対策に努めることとする。

(2) 鳥獣害対策の方針（３に掲げる事項を除く。）

ニホンジカ以外の鳥獣による森林被害及び鳥獣害防止森林区域外におけるニホンジカによる森林被害については、地域の森林資源の構成、被害の動向を踏まえながら、その防止に向け、鳥獣保護管理施策、農業被害対策や関係行政機関等との連携を図りつつ、総合的かつ効果的な防除活動を推進し、被害対策に努めるものとする。

(3) 林野火災の予防の方針

山火事による森林被害を防止するため、林野火災予防の広報活動や森林巡視を適時適切に行う。なお、森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合においては、市町村森林整備計画に定める留意事項に従い行うものとする。

(4) その他必要な事項

保安林及び入山者の多い地域を対象に林地開発等の森林法の違反行為への監視や指導及び林野火災の防止や早期発見に努めるなど、森林保全のために森林の巡視を行う。

第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

保健機能森林は、森林の有する保健機能を高度に発揮させるための森林の施業及び公衆の利用に供する施設の整備の一体的な推進により森林の保健機能の増進を図るべき森林である。市町村森林整備計画の策定に当たっては、次の事項を指針として、森林資源の構成、周辺における森林レクリエーションの動向等を勘案して、森林の保健機能の増進を図ることが適当と認められる場合について保健機能森林の整備に関する事項を定めるものとする。

1 保健機能森林の区域の基準

保健機能森林は、湖沼、溪谷等と一体となって優れた自然美を構成している森林等保健機能の高い森林のうち、自然環境の保全に配慮しつつ、その森林の存する地域の実情、その森林の利用者の意向等からみて、森林の保健機能の増進を図るため整備することが適当であり、かつ、その森林施業の担い手が存在するとともに、森林保健施設の整備が行われる見込みのある森林について設定することとする。

2 その他保健機能森林の整備に関する事項

(1) 保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針

保健機能森林の施業については、森林の保健機能の一層の増進を図るとともに、施設の設置に伴う森林の有する水源涵養、国土保全等の機能の低下を補完するため、自然環境の保全及び森林の有する諸機能の保全に配慮しつつ、択伐施業、広葉樹育成施業等多様な施業を積極的に実施するものとする。

また、利用者が快適に散策等を行えるよう適度な林内照度を維持するため、間伐、除伐等の保育を積極的に行うものとする。

(2) 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針

施設の整備に当たっては、自然環境の保全、国土の保全及び文化財の保護に配慮しつつ、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて多様な施設の整備を行うものとする。

また、対象森林を構成する立木の期待平均樹高（その立木が標準伐期齢に達したときに期待される樹高。既に標準伐期齢に達している立木にあっては、その樹高）を定めるものとする。

(3) その他必要な事項

保健機能森林の管理・運営に当たっては、自然環境の保全に配慮しつつ、森林の保全と両立した森林の保健機能の増進が図られるよう、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて、森林及び施設の適切な管理、防火体制、防火施設の整備並びに利用者の安全及び交通の安全・円滑の確保に留意することとする。

なお、保健機能森林の設定、保健機能森林の整備等に当たっては、当該森林によって確保されてきた自然環境の保全及び国土の保全に適切な配慮を行うものとする。

第6 計画量等

1 間伐立木材積その他の伐採立木材積

単位 材積：千立方メートル

区分	総数			主伐			間伐		
	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹
総数	812	806	6	360	354	6	452	452	—
うち前半5年分	401	398	3	175	172	3	226	226	—

2 間伐面積

単位 面積：ヘクタール

区分	間伐面積
総数	7,200
うち前半5年分	3,600

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

単位 面積：ヘクタール

区分	人工造林	天然更新
総数	1,096	50
うち前半5年分	531	25

4 林道の開設及び拡張に関する計画

単位 延長：キロメートル 面積：ヘクタール

開設／拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長及び箇所数		利用区域 面積	うち前半 5年分	対 図 番 号	備考
					延長	箇所数				
開設		自動車道	林道	奥多摩町	奥沢	0.4		436		奥-1
開設		自動車道	林道	奥多摩町	越沢	0.4		398	○	奥-2
開設		自動車道	林道	奥多摩町	西川	0.4		161	○	奥-3
開設		自動車道	林道	奥多摩町	真名井	0.5		509		奥-4
開設		自動車道	林道	奥多摩町	逆川	0.8		228		奥-5
開設		自動車道	林道	奥多摩町	君平	0.2		143		奥-6
開設		自動車道	林道	奥多摩町	入川	0.5		166		奥-7
開設		自動車道	林道	奥多摩町	熊沢	0.5		114		奥-8
開設		自動車道	林道	奥多摩町	水根沢	0.5		523		奥-9
開設		自動車道	林道	奥多摩町	大丹波	0.2		501		奥-10
開設		自動車道	林道	奥多摩町	小中沢水根	1.0		457		奥-11
開設		自動車道	林道	奥多摩町	岩茸石山	1.5		186		奥-12
開設		自動車道	林道	奥多摩町	神庭沢	0.5		108		奥-13
開設		自動車道	林道	奥多摩町	不老イヤ入	0.3		172		奥-14
開設		自動車道	林道	奥多摩町	大楢	0.5		220		奥-15
開設		自動車道	林道	奥多摩町	三頭山	1.0		356		奥-16
開設		自動車道	林道	奥多摩町	しだくら	1.0		171		奥-17
開設		自動車道	林道	奥多摩町	白丸	0.2		80		奥-18
開設		自動車道	林道	奥多摩町	安寺沢	0.3		130		奥-19
開設		自動車道	林道	奥多摩町	日向沢	0.2		221		奥-20
開設		自動車道	林道	奥多摩町	橋沢	1.0		46		奥-21
開設		自動車道	林道	奥多摩町	小中沢	5.0		409		奥-22
開設		自動車道	林道	奥多摩町	不老	1.0		252	○	奥-23
				小計	23 路線	17.9		5,987		
開設		自動車道	林道	青梅市	荒田	0.4		53		青-1
開設		自動車道	林道	青梅市	石神入	0.4		88	○	青-2
開設		自動車道	林道	青梅市	伏木	0.2		11		青-3
開設		自動車道	林道	青梅市	滝の沢	0.2		42		青-4
開設		自動車道	林道	青梅市	肝要	0.2		30		青-5
開設		自動車道	林道	青梅市	平溝	0.2		115		青-6
開設		自動車道	林道	青梅市	天狗岩	0.5		51		青-7
開設		自動車道	林道	青梅市	天神入	0.3		27		青-8
開設		自動車道	林道	青梅市	常盤	0.4		184	○	青-9

単位 延長：キロメートル 面積：ヘクタール

開設／拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長及び箇所数		利用区域 面積	うち前半 5年分	対 番 号	備考
					延長	箇所数				
開設		自動車道	林道	青梅市	岩茸石山	1.2		186	○	青-10
				小計	10 路線	4.0		787		
開設		自動車道	林道	檜原村	月夜見	0.4		416		檜-1
開設		自動車道	林道	檜原村	湯久保	0.4		225		檜-2
開設		自動車道	林道	檜原村	熊倉	0.6		264		檜-3
開設		自動車道	林道	檜原村	森沢	0.5		199		檜-4
開設		自動車道	林道	檜原村	瀬戸沢	0.3		57		檜-5
開設		自動車道	林道	檜原村	御前山	0.5		332	○	檜-6
開設		自動車道	林道	檜原村	川越石	0.3		131		檜-7
開設		自動車道	林道	檜原村	こがい沢	0.3		69		檜-8
開設		自動車道	林道	檜原村	笹野向	0.2		76	○	檜-9
開設		自動車道	林道	檜原村	中峰平	0.3		42		檜-10
開設		自動車道	林道	檜原村	立山	0.5		266	○	檜-11
開設		自動車道	林道	檜原村	臼久保	0.4		52		檜-12
開設		自動車道	林道	檜原村	柳沢	0.5		138		檜-13
開設		自動車道	林道	檜原村	南沢	0.3		150		檜-14
開設		自動車道	林道	檜原村	笛吹	0.4		82		檜-15
開設		自動車道	林道	檜原村	上平	1.1		129		檜-16
開設		自動車道	林道	檜原村	横倉	3.0		32		檜-17
開設		自動車道	林道	檜原村	樋里・藤原	2.0		312	○	檜-18
				小計	18 路線	12.0		2,972		
開設		自動車道	林道	あきる野市	星竹	0.5		66		あ-1
開設		自動車道	林道	あきる野市	石原	0.3		41		あ-2
開設		自動車道	林道	あきる野市	宝沢	0.3		105		あ-3
開設		自動車道	林道	あきる野市	西沢入	0.6		236	○	あ-4
開設		自動車道	林道	あきる野市	大ナベリ沢	0.6		111	○	あ-5
開設		自動車道	林道	あきる野市	南沢	0.2		76	○	あ-6
開設		自動車道	林道	あきる野市	盆堀	0.2		1,076	○	あ-7
開設		自動車道	林道	あきる野市	坂沢	1.0		49	○	あ-8
				小計	8 路線	3.7		1,760		
開設		自動車道	林道	日の出町	肝要入	0.6		74		日-1
開設		自動車道	林道	日の出町	石神沢	0.7		35		日-2
開設		自動車道	林道	日の出町	幸神入	0.3		30	○	日-3

単位 延長：キロメートル 面積：ヘクタール

開設／拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長及び箇所数		利用区域 面積	うち前半 5年分	対 番 号	備考
					延長	箇所数				
開設		自動車道	林道	日の出町	不動沢	1.3		65	○	日-4
開設		自動車道	林道	日の出町	石原沖	0.6		37		日-5
開設		自動車道	林道	日の出町	檜山路	0.6		20		日-6
開設		自動車道	林道	日の出町	滝の沢	0.6		10		日-7
開設		自動車道	林道	日の出町	タルクボ	0.6		85		日-8
開設		自動車道	林道	日の出町	羽生	0.7		10		日-9
開設		自動車道	林道	日の出町	矢越沢	0.5		56		日-10
開設		自動車道	林道	日の出町	大場入	0.5		51		日-11
開設		自動車道	林道	日の出町	高指入	0.2		19		日-12
				小計	12 路線	7.2		492		
開設		自動車道	林道	八王子市	鞍骨沢	0.2		71		八-1
開設		自動車道	林道	八王子市	南郷	0.2		75		八-2
				小計	2 路線	0.4		146		
				計	73 路線	45.2		12,144		

拡張	(改良)	自動車道	林道	奥多摩町	井戸入		1	17		奥-1	
拡張	(改良)	自動車道	林道	奥多摩町	丹三郎寸庭		1	60		奥-2	
拡張	(改良)	自動車道	林道	奥多摩町	鋸山（大沢入）		3	1,075	○	奥-3	
拡張	(改良)	自動車道	林道	奥多摩町	峰谷		1	365		奥-4	
拡張	(改良)	自動車道	林道	奥多摩町	川乗		2	1,111	○	奥-5	
拡張	(改良)	自動車道	林道	奥多摩町	小中沢		3	409	○	奥-6	
拡張	(改良)	自動車道	林道	奥多摩町	栃寄		1	236		奥-7	
拡張	(改良)	自動車道	林道	奥多摩町	真名井		1	509	○	奥-8	
拡張	(改良)	自動車道	林道	奥多摩町	奥沢		5	436	○	奥-9	
拡張	(改良)	自動車道	林道	奥多摩町	海沢		1	618	○	奥-10	
拡張	(改良)	自動車道	林道	奥多摩町	倉沢		1	616		奥-11	
拡張	(改良)	自動車道	林道	奥多摩町	大丹波		1	501		奥-12	
拡張	(改良)	自動車道	林道	奥多摩町	日原		5	1,164	○	奥-13	
拡張	(改良)	自動車道	林道	奥多摩町	西川		1	161		奥-14	
拡張	(改良)	自動車道	林道	奥多摩町	安寺沢		1	130	○	奥-15	
拡張	(改良)	自動車道	林道	奥多摩町	水根		1	75		奥-16	
拡張	(改良)	自動車道	林道	奥多摩町	日向沢		1	221		奥-17	

単位 延長：キロメートル 面積：ヘクタール

開設／拡張		種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長及び 延長	箇所数 箇所数	利用区域 面積	うち前半 5年分	対番 号	備考
拡張	(改良)	自動車道	林道	奥多摩町	イヤ入		1	75		奥-18	
拡張	(改良)	自動車道	林道	奥多摩町	君平		1	143		奥-19	
拡張	(改良)	自動車道	林道	奥多摩町	槐木		2	31	○	奥-20	
拡張	(改良)	自動車道	林道	奥多摩町	熊沢		1	114		奥-21	
拡張	(改良)	自動車道	林道	奥多摩町	梅沢		1	95		奥-22	
拡張	(改良)	自動車道	林道	奥多摩町	寸庭		1	132		奥-23	
拡張	(改良)	自動車道	林道	奥多摩町	越沢		1	398		奥-24	
拡張	(改良)	自動車道	林道	奥多摩町	大楢		1	220	○	奥-25	
拡張	(改良)	自動車道	林道	奥多摩町	不老		3	252	○	奥-26	
拡張	(改良)	自動車道	林道	奥多摩町	梅沢寸庭		1	141	○	奥-27	
				小計	27 路線		43	9,305			
拡張	(改良)	自動車道	林道	青梅市	石神入		1	88		青-1	
拡張	(改良)	自動車道	林道	青梅市	大入		1	217		青-2	
拡張	(改良)	自動車道	林道	青梅市	なちやぎり		5	134	○	青-3	
拡張	(改良)	自動車道	林道	青梅市	常盤		1	184		青-4	
拡張	(改良)	自動車道	林道	青梅市	栗平		1	67		青-5	
拡張	(改良)	自動車道	林道	青梅市	高土戸入		1	104	○	青-6	
拡張	(改良)	自動車道	林道	青梅市	夏沢		1	149		青-7	
				小計	7 路線		11	943			
拡張	(改良)	自動車道	林道	檜原村	熊倉		2	264	○	檜-1	
拡張	(改良)	自動車道	林道	檜原村	矢沢		3	601	○	檜-2	
拡張	(改良)	自動車道	林道	檜原村	小岩		1	132	○	檜-3	
拡張	(改良)	自動車道	林道	檜原村	月夜見		1	416		檜-4	
拡張	(改良)	自動車道	林道	檜原村	浅間		1	1,037		檜-5	
拡張	(改良)	自動車道	林道	檜原村	鋸山(神戸)		1	1,075		檜-6	
拡張	(改良)	自動車道	林道	檜原村	笛吹		1	82		檜-7	
拡張	(改良)	自動車道	林道	檜原村	小坂志		1	1,040		檜-8	
拡張	(改良)	自動車道	林道	檜原村	入間白岩		5	201	○	檜-9	
拡張	(改良)	自動車道	林道	檜原村	風張		5	146	○	檜-10	
拡張	(改良)	自動車道	林道	檜原村	瀬戸沢		1	57		檜-11	
拡張	(改良)	自動車道	林道	檜原村	上平		1	129		檜-12	
拡張	(改良)	自動車道	林道	檜原村	笹野向		2	76	○	檜-13	
拡張	(改良)	自動車道	林道	檜原村	板東沢丹田		1	424	○	檜-14	

単位 延長：キロメートル 面積：ヘクタール

開設／拡張		種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長及び 延長	箇所数 箇所数	利用区域 面積	うち前半 5 年 分	対 図 番 号	備考
拡張	(改良)	自動車道	林道	檜原村	御前山		1	332		檜-15	
拡張	(改良)	自動車道	林道	檜原村	赤井沢		1	57		檜-16	
拡張	(改良)	自動車道	林道	檜原村	入沢		1	151		檜-17	
拡張	(改良)	自動車道	林道	檜原村	横倉		1	32		檜-18	
拡張	(改良)	自動車道	林道	檜原村	倉掛		1	87		檜-19	
拡張	(改良)	自動車道	林道	檜原村	湯久保		1	225		檜-20	
				小計	20 路線		32	6,564			
拡張	(改良)	自動車道	林道	あきる野市	伝名沢		1	184		あ-1	
拡張	(改良)	自動車道	林道	あきる野市	深沢		1	150		あ-2	
拡張	(改良)	自動車道	林道	あきる野市	大岳		1	532		あ-3	
拡張	(改良)	自動車道	林道	あきる野市	千ヶ沢		1	103	○	あ-4	
拡張	(改良)	自動車道	林道	あきる野市	鏡沢		1	132		あ-5	
拡張	(改良)	自動車道	林道	あきる野市	盆堀		2	880	○	あ-6	
拡張	(改良)	自動車道	林道	あきる野市	御岳		1	314		あ-7	
拡張	(改良)	自動車道	林道	あきる野市	宝沢		1	105		あ-8	
拡張	(改良)	自動車道	林道	あきる野市	南沢		1	76		あ-9	
拡張	(改良)	自動車道	林道	あきる野市	星竹		1	66		あ-10	
拡張	(改良)	自動車道	林道	あきる野市	石原		1	41		あ-11	
拡張	(改良)	自動車道	林道	あきる野市	刈寄		1	135		あ-12	
拡張	(改良)	自動車道	林道	あきる野市	鍾乳洞沢		1	103		あ-13	
拡張	(改良)	自動車道	林道	あきる野市	樽沢		1	37		あ-14	
拡張	(改良)	自動車道	林道	あきる野市	石仁田		1	62		あ-15	
				小計	15 路線		16	2,920			
拡張	(改良)	自動車道	林道	日の出町	焼岩沢		1	37		日-1	
拡張	(改良)	自動車道	林道	日の出町	西の入ホオ バ沢		1	73		日-2	
拡張	(改良)	自動車道	林道	日の出町	麻生山		1	98		日-3	
拡張	(改良)	自動車道	林道	日の出町	梅の木		1	515		日-4	
拡張	(改良)	自動車道	林道	日の出町	大入		1	217		日-5	
拡張	(改良)	自動車道	林道	日の出町	台沢		1	91	○	日-6	
拡張	(改良)	自動車道	林道	日の出町	矢越沢		1	49		日-7	
拡張	(改良)	自動車道	林道	日の出町	幸神入		1	30		日-8	
拡張	(改良)	自動車道	林道	日の出町	タルクボ		1	85		日-9	
拡張	(改良)	自動車道	林道	日の出町	勝峰山		1	33		日-10	

単位 延長：キロメートル 面積：ヘクタール

開設／拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長及び箇所数		利用区域 面積	うち前半 5 年 分	対 図 番 号	備考
					延長	箇所数				
			小計	10 路線		10	1,228			
拡張	(改良)	自動車道	林道	八王子市	盆堀		1	160		八-1
拡張	(改良)	自動車道	林道	八王子市	小津		1	350		八-2
拡張	(改良)	自動車道	林道	八王子市	醍醐		1	344	○	八-3
拡張	(改良)	自動車道	林道	八王子市	北土代沢		1	156	○	八-4
拡張	(改良)	自動車道	林道	八王子市	南土代沢		1	71	○	八-5
拡張	(改良)	自動車道	林道	八王子市	七ツ久保		1	45		八-6
拡張	(改良)	自動車道	林道	八王子市	ににく沢		3	69		八-7
拡張	(改良)	自動車道	林道	八王子市	三ツ沢		1	72		八-8
拡張	(改良)	自動車道	林道	八王子市	鞍骨沢		1	71		八-9
拡張	(改良)	自動車道	林道	八王子市	南郷		1	75		八-10
拡張	(改良)	自動車道	林道	八王子市	明王		1	207		八-11
			小計	11 路線		13	1,620			
			計	90 路線		125	22,580			

拡張	(舗装)	自動車道	林道	奥多摩町	海沢	0.7		618		奥-1	
拡張	(舗装)	自動車道	林道	奥多摩町	不老	0.6		252	○	奥-2	
拡張	(舗装)	自動車道	林道	奥多摩町	日向沢	0.7		221		奥-3	
拡張	(舗装)	自動車道	林道	奥多摩町	川乗	0.7		1,111		奥-4	
拡張	(舗装)	自動車道	林道	奥多摩町	大丹波	0.7		501		奥-5	
拡張	(舗装)	自動車道	林道	奥多摩町	君平	0.7		143		奥-6	
拡張	(舗装)	自動車道	林道	奥多摩町	槐木	0.7		31		奥-7	
拡張	(舗装)	自動車道	林道	奥多摩町	熊沢	0.7		114		奥-8	
拡張	(舗装)	自動車道	林道	奥多摩町	梅沢	0.7		95		奥-9	
拡張	(舗装)	自動車道	林道	奥多摩町	寸庭	0.7		132		奥-10	
拡張	(舗装)	自動車道	林道	奥多摩町	真名井	0.4		509	○	奥-11	
拡張	(舗装)	自動車道	林道	奥多摩町	越沢	0.4		398	○	奥-12	
拡張	(舗装)	自動車道	林道	奥多摩町	梅沢寸庭	0.7		141		奥-13	
拡張	(舗装)	自動車道	林道	奥多摩町	鋸山	0.5		1,075	○	奥-14	
拡張	(舗装)	自動車道	林道	奥多摩町	倉沢	1.1		616		奥-15	
拡張	(舗装)	自動車道	林道	奥多摩町	奥沢	1.8		1,075	○	奥-16	
拡張	(舗装)	自動車道	林道	奥多摩町	安寺沢	0.2		616	○	奥-17	
			小計	17 路線	12.0		7,648				

単位 延長：キロメートル 面積：ヘクタール

開設／拡張		種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長及び箇所数		利用区域 面積	うち前半 5年分	対 番 号	備考
拡張	(舗装)	自動車道	林道	青梅市	なちやぎり	0.7		134		青-1	
拡張	(舗装)	自動車道	林道	青梅市	常盤	0.7		184		青-2	
拡張	(舗装)	自動車道	林道	青梅市	高土戸入	0.7		104	○	青-3	
				小計	3 路線	2.1		422			
拡張	(舗装)	自動車道	林道	檜原村	入間白岩	0.5		201	○	檜-1	
拡張	(舗装)	自動車道	林道	檜原村	浅間	1.0		1,037		檜-2	
拡張	(舗装)	自動車道	林道	檜原村	小岩	0.7		132		檜-3	
拡張	(舗装)	自動車道	林道	檜原村	水の戸	0.7		336		檜-4	
拡張	(舗装)	自動車道	林道	檜原村	月夜見	0.7		416		檜-5	
拡張	(舗装)	自動車道	林道	檜原村	矢沢	0.7		601		檜-6	
拡張	(舗装)	自動車道	林道	檜原村	笛吹	0.7		82		檜-7	
拡張	(舗装)	自動車道	林道	檜原村	森沢	0.7		199		檜-8	
拡張	(舗装)	自動車道	林道	檜原村	小坂志	0.7		1,040		檜-9	
拡張	(舗装)	自動車道	林道	檜原村	笹野向	0.7		76		檜-10	
拡張	(舗装)	自動車道	林道	檜原村	瀬戸沢	0.7		57		檜-11	
拡張	(舗装)	自動車道	林道	檜原村	板東沢丹田	0.7		424		檜-12	
拡張	(舗装)	自動車道	林道	檜原村	鋸山(神戸)	0.5		1,075		檜-13	
拡張	(舗装)	自動車道	林道	檜原村	湯久保	0.7		225		檜-14	
				小計	14 路線	9.7		5,901			
拡張	(舗装)	自動車道	林道	あきる野市	深沢	0.7		150		あ-1	
拡張	(舗装)	自動車道	林道	あきる野市	盆堀	1.0		880	○	あ-2	
拡張	(舗装)	自動車道	林道	あきる野市	星竹	0.7		66		あ-3	
拡張	(舗装)	自動車道	林道	あきる野市	南沢	0.7		76		あ-4	
拡張	(舗装)	自動車道	林道	あきる野市	刈寄	0.7		135		あ-5	
拡張	(舗装)	自動車道	林道	あきる野市	伝名沢	0.7		84	○	あ-6	
拡張	(舗装)	自動車道	林道	あきる野市	大岳	0.7		532		あ-7	
拡張	(舗装)	自動車道	林道	あきる野市	石仁田	0.7		62		あ-8	
拡張	(舗装)	自動車道	林道	あきる野市	西沢入	0.6		236	○	あ-9	
				小計	9 路線	6.5		2,221			
拡張	(舗装)	自動車道	林道	日の出町	焼岩沢	0.7		37		日-1	
拡張	(舗装)	自動車道	林道	日の出町	麻生山	0.7		98		日-2	
拡張	(舗装)	自動車道	林道	日の出町	台沢	0.7		91		日-3	
拡張	(舗装)	自動車道	林道	日の出町	西の入ホオバ沢	0.7		73		日-4	

単位 延長：キロメートル 面積：ヘクタール

開設／拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長及び箇所数		利用区域 面積	うち前半 5 年 分	対 図 番 号	備考
					延長	箇所数				
			小計	4 路線	2.8		299			
拡張	(舗装)	自動車道	林道	八王子市	盆堀	0.7	160		八-1	
拡張	(舗装)	自動車道	林道	八王子市	醍醐	0.7	344	○	八-2	
拡張	(舗装)	自動車道	林道	八王子市	糝谷山入	0.7	78		八-3	
拡張	(舗装)	自動車道	林道	八王子市	中の沢	0.7	110		八-4	
拡張	(舗装)	自動車道	林道	八王子市	北土代沢	0.7	85		八-5	
拡張	(舗装)	自動車道	林道	八王子市	ににく沢	0.7	69		八-6	
拡張	(舗装)	自動車道	林道	八王子市	三ツ沢	0.7	72		八-7	
拡張	(舗装)	自動車道	林道	八王子市	鞍骨沢	0.7	71		八-8	
拡張	(舗装)	自動車道	林道	八王子市	西沢	0.7	35		八-9	
拡張	(舗装)	自動車道	林道	八王子市	南土代沢	0.7	71		八-10	
拡張	(舗装)	自動車道	林道	八王子市	小津大沢	0.7	39		八-11	
拡張	(舗装)	自動車道	林道	八王子市	茗荷沢	0.7	34		八-12	
拡張	(舗装)	自動車道	林道	八王子市	今熊	0.7	43		八-13	
拡張	(舗装)	自動車道	林道	八王子市	羽生入	0.7	30		八-14	
拡張	(舗装)	自動車道	林道	八王子市	桧の沢	0.7	41		八-15	
拡張	(舗装)	自動車道	林道	八王子市	大たな沢	0.7	32		八-16	
拡張	(舗装)	自動車道	林道	八王子市	二の沢	0.7	42		八-17	
拡張	(舗装)	自動車道	林道	八王子市	中沢	0.7	120		八-18	
拡張	(舗装)	自動車道	林道	八王子市	三の沢	0.7	15		八-19	
拡張	(舗装)	自動車道	林道	八王子市	のの沢	0.7	43		八-20	
			小計	20 路線	14.0		1,534			
			計	67 路線	47.1		18,025			

5 保安林整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

ア 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位 面積：ヘクタール

保安林の種類	面積	うち前半5年分	備考
総数（実面積）	15,984	15,833	
水源涵養のための保安林	12,165	12,117	
災害防備のための保安林	1,698	1,607	
保健、風致の保存等のための保安林	2,121	2,109	

注 総数欄は、2以上の目的を達成するために指定される保安林があるため、水源涵養のための保安林等の内訳の合計に一致しないことがある。

イ 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積

単位 面積：ヘクタール

指定/解除	区分	森林の所在		面積	うち前半5年分	指定又は解除を必要とする理由	備考
		市町村	区域				
指定	水源涵養	奥多摩町		28	48	水源涵養のため	
		青梅市		16			
		檜原村		27			
		あきる野市		14			
		八王子市		11			
		小計		96			
	土砂流出防備	奥多摩町		46	83	土砂流出防備のため	
		青梅市		28			
		檜原村		28			
		あきる野市		23			
		日の出町		18			
		八王子市		23			
		小計		166			
	土砂崩壊防備	奥多摩町			—	土砂崩壊防備のため	
		青梅市					
		檜原村					
		あきる野市					
		日の出町					
		八王子市					
		小計		—			
	落石防止	奥多摩町		2	8	落石防止のため	
		青梅市		3			
		檜原村		3			
		あきる野市		3			
		日の出町		2			
		八王子市		3			
		小計		16			
	保健	奥多摩町		4	12	保健休養のため	
		青梅市		4			
		檜原村		4			
		あきる野市		4			
		日の出町		4			
		八王子市		4			
		小計		24			
	合計			302	151		
解除	水源涵養	奥多摩町		1	3	指定理由の消滅	
		青梅市		1			
		檜原村		1			
		あきる野市		1			
		日の出町		1			
		八王子市		1			
		小計		6			

土砂流出防備	奥多摩町		1	3	指定理由の消滅	
	青梅市		1			
	檜原村		1			
	あきる野市		1			
	日の出町		1			
	八王子市		1			
	小計		6			
土砂崩壊防備	稲城市		1	1	指定理由の消滅	
	小計		1			
防風	武蔵村山市		1	1		
	小計		1			
保健	八王子市		5	5	指定理由の消滅	
	小計		5			
合計			19	13		

ウ 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

単位 面積：ヘクタール

種類	指定施業要件の変更					計
	伐採の方法の変更	皆伐面積の変更	択伐率の変更	間伐率の変更	植栽の変更	
水源の涵養	10	10	720	400	710	1,850
災害の防備	10	100	480	70	420	1,080
保健、風致の保存等	40	130	70	50	70	360
計	60	240	1,270	520	1,200	3,290

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等

該当なし

(3) 実施すべき治山事業の数量

単位 地区

森林の所在		治山事業施行地区数		主な工種	備考
市町村	区域		うち前半5年分		
奥多摩町	氷川外	26	13	治山ダム工、落石防止工	
青梅市	御岳外	6	3	治山ダム工、落石防止工	
檜原村	藤原外	14	7	補強土壁工、落石防止工	
あきる野市	戸倉外	12	6	治山ダム工、落石防止工	
日の出町	大久野	4	2	治山ダム工、落石防止工	
八王子市	上恩方町外	10	5	治山ダム工、山腹基礎工	
計		72	36		

6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期

1 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

		要間伐森林				実施すべき施業の方法及び時期												前半5カ 年間の計	その他 必要な 事項	考 備	
		番 号	所在		面積 (ha)	造林			保育			伐採			その他						
			位置	林班 小班		種類	面積	方法	時期	種類	面積	方法	時期	種類	面積	方法	時期				
特定保安林	市町村																				
H18-1			小津町	54-2林班																	
水源かん養保安林	八王子市	2	1,241番	6-1～6-5小班	2.3							間伐	2.3	Ⅲ	令和12年3月31日					○	
計					2.3								2.3								

第7 その他必要な事項

1 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

単位 面積：ヘクタール

種類	森林の所在		面積	施業方法	備考
	市町村	区域（林班）			
水源かん養 保安林	奥多摩町	15, 22, 23, 36, 42, 67, 72, 74, 80, 81, 83～88, 96, 98, 101, 102, 115, 119, 133, 135～143, 152, 153, 157, 161, 162, 174～183, 185, 186, 195, 198, 200～211, 213～216, 219, 220, 222～234, 236～255, 258～261, 263～271, 273～275, 277～284, 288, 289 各林班の一部または全部	6,962	別表2-1 による	
	青梅市	50～52, 58, 76～82 各林班の一部または全部	126		
	瑞穂町	—	—		
	羽村市	—	—		
	檜原村	6, 8～14, 16, 17, 21, 23～25, 27, 28, 30, 34～49, 51～54, 56, 57, 59, 60, 67～71, 73, 78～80, 94～96, 98, 102～105, 109～114, 119, 120, 127～129, 131, 132, 144, 148～151, 153～156 各林班の一部または全部	3,395		
	あきる野市	21, 29～33, 38, 41, 45, 46, 48, 49, 52, 56, 58～60, 61, 63, 67 各林班の一部または全部	415		
	日の出町	25 林班の一部	4		
	八王子市	23, 25, 46, 52～55, 64～82, 84, 86, 88, 90, 101～103, 105, 115 各林班の一部または全部	1,153		
	町田市	—	—		
	目野市	—	—		
	稲城市	—	—		
	多摩市	—	—		
	武蔵村山市	—	—		
	東大和市	—	—		
	調布市	—	—		
	計		12,055		
土砂流出 防備保安林	奥多摩町	1, 3, 4, 8～11, 13, 14, 17, 18, 25, 27, 30, 32～34, 36, 39, 41, 43, 44, 46, 50, 52～54, 58, 61～68, 71～78, 80～85, 88, 100～102, 104, 106～111, 114～123, 125～128, 130～133, 139, 149, 157, 162, 163, 173, 184, 185, 188～191, 193, 194, 196, 197, 201, 223, 229, 242, 263, 273, 275, 282, 285, 289 各林班の一部または全部	427	別表2-2 による	
	青梅市	6, 8, 10, 13～18, 20～27, 31～34, 39, 42～45, 47～50, 52～58, 61～64, 66～70, 73, 77, 79, 82, 83, 85, 88, 92, 94, 95, 100～103, 109, 112～116, 136 各林班の一部または全部	260		
	瑞穂町	—	—		
	羽村市	—	—		

	檜原村	1, 2, 4, 18, 21, 23, 27, 29, 32, 36~38, 41, 42, 44~48, 54, 57~68, 70, 72, 73, 76~79, 82, 84~89, 91~94, 96, 97, 99, 100, 108, 113~118, 121~124, 126, 127, 129~131, 134, 138, 139, 143~146, 149 各林班の一部または全部	286		
	あきる野市	1~4, 6~13, 16, 19~23, 25, 26, 30, 35, 36, 38, 39, 41~49, 52, 62, 69~72, 74~76, 81, 86, 87 各林班の一部または全部	138		
	日の出町	2, 4~9, 11~13, 19~21, 23~26, 28, 29, 33, 36 各林班の一部または全部	64		
	八王子市	4~6, 9, 11, 20~22, 26~30, 33, 39~43, 45~48, 51, 52, 55~62, 64~67, 72, 73, 76~78, 81, 83, 85~87, 89, 90, 97~99, 101, 102, 104~107, 109, 111, 114, 115, 117~121, 123, 125, 136~138 各林班の一部または全部	238		
	町田市	1, 5, 9~11, 13~15 各林班の一部または全部	32		
	日野市	—	—		
	稲城市	—	—		
	多摩市	—	—		
	武蔵村山市	—	—		
	東大和市	—	—		
	調布市	—	—		
	計		1,445		
土砂崩壊 防備保安林	奥多摩町	4, 11, 12, 38, 64, 78, 79, 104, 107, 108, 127, 130, 144 各林班の一部または全部	17	別表２－３ による	
	青梅市	36, 40, 48, 58, 64, 136 各林班の一部または全部	2		
	瑞穂町	—	—		
	羽村市	—	—		
	檜原村	1, 136, 139, 143 各林班の一部または全部	6		
	あきる野市	3, 39, 46, 52, 68, 69, 71, 74, 75 各林班の一部または全部	12		
	日の出町	27 各林班の一部または全部	1		
	八王子市	73, 98, 99, 114, 117, 118, 120, 121, 136, 138 各林班の一部または全部	4		
	町田市	1, 8, 10, 16, 19 各林班の一部または全部	2		
	日野市	—	—		
	稲城市	4 各林班の一部または全部	2		
	多摩市	1 各林班の一部または全部	0		
	武蔵村山市	—	—		
	東大和市	—	—		
防風保安林	調布市	—	—	別表２－４ による	
	計		46		
	奥多摩町	—	—		
	青梅市	—	—		
	瑞穂町	—	—		
	羽村市	—	—		
	檜原村	—	—		
	あきる野市	—	—		
	日の出町	—	—		
	八王子市	—	—		

	町田市	—	—		
	日野市	—	—		
	稲城市	—	—		
	多摩市	—	—		
	武蔵村山市	2 各林班の一部または全部	1		
	東大和市	—	—		
	調布市	—	—		
	計		1		
干害防備 保安林	奥多摩町	—	—	別表 2-5 による	
	青梅市	—	—		
	瑞穂町	—	—		
	羽村市	—	—		
	檜原村	136 各林班の一部または全部	7		
	あきる野市	—	—		
	日の出町	—	—		
	八王子市	—	—		
	町田市	—	—		
	日野市	—	—		
	稲城市	—	—		
	多摩市	—	—		
	武蔵村山市	—	—		
	東大和市	—	—		
	調布市	—	—		
	計		7		
落石防止 保安林	奥多摩町	17, 64, 108, 127, 128, 144, 148, 149, 192 各林班の一部または全部	34	別表 2-6 による	
	青梅市	44, 45 各林班の一部または全部	3		
	瑞穂町	—	—		
	羽村市	—	—		
	檜原村	—	—		
	あきる野市	8, 39, 57, 62, 68 各林班の一部または全部	5		
	日の出町	27 林班の一部	1		
	八王子市	81 林班の一部	2		
	町田市	—	—		
	日野市	—	—		
	稲城市	—	—		
	多摩市	—	—		
	武蔵村山市	—	—		
	東大和市	—	—		
	調布市	—	—		
	計		45		
防火保安林	奥多摩町	—	—	別表 2-7 による	
	青梅市	—	—		
	瑞穂町	—	—		
	羽村市	—	—		
	檜原村	37, 39, 40, 43, 48 各林班の一部または全部	10		
	あきる野市	—	—		
	日の出町	—	—		
	八王子市	—	—		
	町田市	—	—		
	日野市	—	—		
	稲城市	—	—		
	多摩市	—	—		
	武蔵村山市	—	—		
	東大和市	—	—		
	調布市	—	—		
	計		10		
保健保安林	奥多摩町	61, 87, 200, 239, 250～255 各林班の一部または全部	1, 178	別表 2-8 による	

	青梅市	15 各林班の一部または全部	1		
	瑞穂町	—	—		
	羽村市	—	—		
	檜原村	52, 56, 71, 103, 154, 156 各林班の一部または全部	301		
	あきる野市	1, 4, 9, 11～13, 18, 19, 23, 25, 39, 41～46, 48～54, 57, 58, 68, 72, 73, 78 各林班の一部または全部	207		
	日の出町	10～12, 20, 21, 25, 34～36, 42, 43 各林班の一部または全部	32		
	八王子市	25, 39, 51, 65, 68, 80, 90, 102, 103, 106～108, 130, 各林班の一部または全部	267		
	町田市	1 各林班の一部または全部	22		
	日野市	—	—		
	稲城市	1, 3 各林班の一部または全部	5		
	多摩市	—	—		
	武蔵村山市	—	—		
	東大和市	—	—		
	調布市	—	—		
	計		2,012		
風致保安林	奥多摩町	127, 132 各林班の一部または全部	21	別表２－９ による	
	青梅市	20, 24, 58, 93, 137 各林班の一部または全部	22		
	瑞穂町	7 各林班の一部または全部	0		
	羽村市	—	—		
	檜原村	130, 131, 133 各林班の一部または全部	1		
	あきる野市	75 各林班の一部または全部	2		
	日の出町	—	—		
	八王子市	111 各林班の一部または全部	44		
	町田市	—	—		
	日野市	—	—		
	稲城市	—	—		
	多摩市	—	—		
	武蔵村山市	—	—		
	東大和市	—	—		
	調布市	—	—		
	計		90		
砂防指定地	奥多摩町	3, 8～10, 13～27, 31, 34～37, 39～45, 51, 54, 59, 60, 62, 64～76, 78, 79, 83, 85～91, 95～97, 103～109, 116～120, 124, 125, 127～131, 145, 157～162, 165, 166, 168～172, 176, 177, 182, 184～194, 197, 199～205, 214～222, 227～229, 247, 248, 250～254, 258, 259, 261, 262, 265～276, 280, 282～285, 287～289 各林班の一部または全部	4,968	別表２－１ ０による	
	青梅市	1, 2, 4, 6～12, 16～18, 21, 22, 25, 27, 35～37, 39～42, 47, 49, 51～58, 95, 96, 98, 100, 101, 各林班の一部または全部	332		
	瑞穂町	—	—		
	羽村市	1 林班の一部	4		

	檜原村	41, 42, 47, 48, 52, 53, 55～58, 91, 116, 129, 131, 132, 150, 154 各林班の一部または全部	45		
	あきる野市	1, 4, 11～20, 23～25, 39, 47, 49～51, 53～55, 62～64, 66～69, 71, 73, 74, 76～78, 82, 85～87 各林班の一部または全部	261		
	日の出町	2, 4～6, 9～11, 14, 15, 17, 19, 20, 22, 24, 25, 35～41, 44 各林班の一部または全部	16		
	八王子市	38, 47～50, 57, 58, 63, 91, 109, 122 各林班の一部または全部	29		
	町田市	—	—		
	日野市	—	—		
	稲城市	—	—		
	多摩市	—	—		
	武蔵村山市	—	—		
	東大和市	—	—		
	調布市	—	—		
	計		5,656		
地すべり防止区域	奥多摩町	78, 108, 190, 194 各林班の一部	56	特に定めはない	
	青梅市	—	—		
	瑞穂町	—	—		
	羽村市	—	—		
	檜原村	2 各林班の一部	6		
	あきる野市	48 林班の一部	4		
	日の出町	39, 40, 41 各林班の一部	5		
	八王子市	—	—		
	町田市	—	—		
	日野市	—	—		
	稲城市	—	—		
	多摩市	—	—		
	武蔵村山市	—	—		
	東大和市	—	—		
	調布市	—	—		
	計		71		
急傾斜地崩壊危険区域	奥多摩町	173, 175, 280, 289 各林班の一部	1	別表2-1 1による	
	青梅市	9, 58 各林班の一部	0		
	瑞穂町	6 各林班の一部	0		
	羽村市	—	—		
	檜原村	137 林班の一部	1		
	あきる野市	—	—		
	日の出町	—	—		
	八王子市	113, 122 各林班の一部	7		
	町田市	—	—		
	日野市	—	—		
	稲城市	—	—		
	多摩市	—	—		
	武蔵村山市	—	—		
	東大和市	—	—		
	調布市	—	—		
	計		9		
国立公園 特別保護 地区	奥多摩町	239, 257 各林班の一部または全部	95	別表2-1 2による	
	青梅市	—	—		

	瑞穂町	—	—	
	羽村市	—	—	
	檜原村	154 各林班の一部または全部	75	
	あきる野市	—	—	
	日の出町	—	—	
	八王子市	—	—	
	町田市	—	—	
	日野市	—	—	
	稲城市	—	—	
	多摩市	—	—	
	武蔵村山市	—	—	
	東大和市	—	—	
	調布市	—	—	
	計		170	
国立公園 第1種 特別地域	奥多摩町	150～156, 182, 210～213, 215, 216, 218, 219, 221, 222, 227, 228, 231, 234, 238, 239, 245, 246, 248～257, 278, 279, 283 各林班の一部または全部	2,440	別表2-1 3による
	青梅市	58 各林班の一部または全部	17	
	瑞穂町	—	—	
	羽村市	—	—	
	檜原村	—	—	
	あきる野市	65 各林班の一部または全部	0	
	日の出町	—	—	
	八王子市	—	—	
	町田市	—	—	
	日野市	—	—	
	稲城市	—	—	
	多摩市	—	—	
	武蔵村山市	—	—	
	東大和市	—	—	
	調布市	—	—	
	計		2,457	
国立公園 第2種 特別地域	奥多摩町	1～5, 8～10, 15～17, 27, 42～50, 58, 60, 64, 69, 70, 72～74, 76～81, 86, 87, 108～110, 115～117, 122, 123, 127, 128, 130 ～145, 149, 157, 158, 160, 162～ 164, 167～170, 172～175, 191, 193, 197～201, 206, 207, 210, 214, 240 ～249, 261～264, 266, 268, 269, 271, 272, 274～277, 280, 284～289	3,092	別表2-1 4による
	青梅市	21, 26, 47～49, 53～58 各林班の一部または全部	219	
	瑞穂町	—	—	
	羽村市	—	—	
	檜原村	38～40, 42～46, 49, 51, 52, 60, 87, 88, 104, 105, 110, 128～133, 150, 154, 156 各林班の一部または全部	554	
	あきる野市	47, 59, 64, 65, 67, 70 各林班の一部または全部	115	
	日の出町	18～23 各林班の一部または全部	89	
	八王子市	—	—	
	町田市	—	—	
	日野市	—	—	
	稲城市	—	—	
	多摩市	—	—	
	武蔵村山市	—	—	
	東大和市	—	—	
	調布市	—	—	

	計		4,069		
国立公園 第3種 特別地域	奥多摩町	1～3, 5～7, 34～36, 38～41, 44, 46, 48, 50～54, 59～62, 68, 70～74, 86～88, 91, 93, 127, 132, 138, 139, 142, 155, 156, 158～161, 166, 171, 176, 178, 181～183, 186, 195, 201～203, 206～220, 223～226, 229, 230, 235～237, 261, 262, 264～272, 274, 278～284 各林班の一部または全部	4,972	一般的に風致の維持を考慮して施業を実施し特に施業の制限は受けない	自然公園法第17条の許可又は届出を要す
	青梅市	42, 43, 45～47, 50～57, 各林班の一部または全部	375		
	瑞穂町	—	—		
	羽村市	—	—		
	檜原村	48, 51～53, 95～99, 102～106, 109～112, 128～133, 150, 154, 156 各林班の一部または全部	1,318		
	あきる野市	58～60, 62, 63, 66, 67 各林班の一部または全部	381		
	日の出町	21～23 各林班の一部または全部	61		
	八王子市	—	—		
	町田市	—	—		
	日野市	—	—		
	稲城市	—	—		
	多摩市	—	—		
	武蔵村山市	—	—		
	東大和市	—	—		
	調布市	—	—		
	計		7,108		
国定公園 第1種 特別地域	奥多摩町	—	—	国立公園第1種特別地域相当区域に準ずる	
	青梅市	—	—		
	瑞穂町	—	—		
	羽村市	—	—		
	檜原村	—	—		
	あきる野市	—	—		
	日の出町	—	—		
	八王子市	109, 110, 113, 114 各林班の一部または全部	4		
	町田市	—	—		
	日野市	—	—		
	稲城市	—	—		
	多摩市	—	—		
	武蔵村山市	—	—		
	東大和市	—	—		
	調布市	—	—		
	計		4		
国定公園 第3種 特別地域	奥多摩町	—	—	国立公園第3種特別地域相当区域に準ずる	
	青梅市	—	—		
	瑞穂町	—	—		
	羽村市	—	—		
	檜原村	—	—		
	あきる野市	—	—		
	日の出町	—	—		
	八王子市	106～111, 113～117, 120 各林班の一部または全部	307		
	町田市	—	—		
	日野市	—	—		
	稲城市	—	—		
	多摩市	—	—		
	武蔵村山市	—	—		
	東大和市	—	—		
	調布市	—	—		
	計		307		
都立自然 公園第1種 特別地域	奥多摩町	—	—	別表2－1 5による	
	青梅市	—	—		
	瑞穂町	—	—		

	羽村市	—	—		
	檜原村	—	—		
	あきる野市	—	—		
	日の出町	—	—		
	八王子市	98 各林班の一部または全部	0		
	町田市	—	—		
	日野市	—	—		
	稲城市	—	—		
	多摩市	—	—		
	武蔵村山市	—	—		
	東大和市	—	—		
	調布市	—	—		
	計		0		
都立自然 公園第2種 特別地域	奥多摩町	—	—	別表2-1 6による	
	青梅市	—	—		
	瑞穂町	—	—		
	羽村市	—	—		
	檜原村	—	—		
	あきる野市	—	—		
	日の出町	—	—		
	八王子市	77, 78, 98 各林班の一部または全部	15		
	町田市	—	—		
	日野市	—	—		
	稲城市	—	—		
	多摩市	—	—		
	武蔵村山市	—	—		
	東大和市	—	—		
	調布市	—	—		
	計		15		
都立自然 公園第3種 特別地域	奥多摩町	—	—	全般的に風 致の維持を 考慮して施 業を実施し 特に施業の 制限は受け ない	東京都立自 然公園条例 第15条の許 可又は届出 を要す
	青梅市	—	—		
	瑞穂町	—	—		
	羽村市	—	—		
	檜原村	—	—		
	あきる野市	30, 31 各林班の一部または全部	6		
	日の出町	—	—		
	八王子市	54, 64～73, 75～81, 95, 98, 100, 105, 116, 118～120, 122 各林班の一部または全部	1,080		
	町田市	—	—		
	日野市	—	—		
	稲城市	—	—		
	多摩市	—	—		
	武蔵村山市	—	—		
	東大和市	—	—		
	調布市	—	—		
	計		1,085		
鳥獣特別 保護地区	奥多摩町	191, 198, 238, 239, 250～257, 288, 289 各林班の一部または全部	1,185	単木択伐 択伐率は現 在立木本数 の20%以内 とする	木竹の伐 採、土地の 形質の変更 は鳥獣の保 護及び管理 並びに狩猟 の適正化に 関する法律 による許可 を要す
	青梅市	54, 55, 57, 58 各林班の一部または全部	125		
	瑞穂町	8～9 各林班の一部または全部	113		
	羽村市	—	—		
	檜原村	154 林班の一部	80		
	あきる野市	59, 60, 63～65 各林班の一部または全部	99		
	日の出町	—	—		
	八王子市	108～110, 113～115, 117 各林班の一部または全部	79		

	町田市	—	—		
	日野市	—	—		
	稲城市	—	—		
	多摩市	—	—		
	武蔵村山市	1 各林班の一部または全部	10		
	東大和市	—	—		
	調布市	—	—		
	計		1,691		
都市計画法 における風 致地区	奥多摩町	—	—	皆伐は、成 林が確実に 認められる もので、か つ、区域面 積が1haを 超えないこ と	東京都風致 地区条例第 3条の許可 を要す
	青梅市	100～102, 106, 125～128 各林班の一部または全部	161		
	瑞穂町	—	—		
	羽村市	—	—		
	檜原村	—	—		
	あきる野市	—	—		
	日の出町	—	—		
	八王子市	—	—		
	町田市	8, 9 各林班の一部	11		
	日野市	—	—		
	稲城市	—	—		
	多摩市	—	—		
	武蔵村山市	—	—		
	東大和市	1 林班の一部	3		
	調布市	—	—		
	計		175		
都自然環境 保全地域	奥多摩町	—	—	別表2－1 7による	特別地区 350haを含 む
	青梅市	—	—		
	瑞穂町	—	—		
	羽村市	—	—		
	檜原村	10～12, 23～25, 28, 151, 153 各林班の一部または全部	405		
	あきる野市	—	—		
	日の出町	—	—		
	八王子市	—	—		
	町田市	—	—		
	日野市	—	—		
	稲城市	—	—		
	多摩市	—	—		
	武蔵村山市	—	—		
	東大和市	—	—		
	調布市	—	—		
	計		405		
都森林環境 保全地域	奥多摩町	—	—	別表2－1 8による	
	青梅市	80～82 各林班の一部	23		
	瑞穂町	—	—		
	羽村市	—	—		
	檜原村	—	—		
	あきる野市	—	—		
	日の出町	—	—		
	八王子市	—	—		
	町田市	—	—		
	日野市	—	—		
	稲城市	—	—		
	多摩市	—	—		
	武蔵村山市	—	—		
	東大和市	—	—		
	調布市	—	—		
	計		23		
都里山環境 保全地域	奥多摩町	—	—	別表2－1 9による	
	青梅市	—	—		
	瑞穂町	—	—		
	羽村市	—	—		
	檜原村	—	—		

	あきる野市	5 林班の一部	42		
	目の出町	—	—		
	八王子市	142 林班の一部	5		
	町田市	—	—		
	日野市	—	—		
	稲城市	—	—		
	多摩市	—	—		
	武蔵村山市	—	—		
	東大和市	—	—		
	調布市	—	—		
	計		47		
都歴史環境 保全地域	奥多摩町	—	—	別表２－２ ０による	
	青梅市	125, 126 各林班の一部または全部	8		
	瑞穂町	—	—		
	羽村市	—	—		
	檜原村	—	—		
	あきる野市	—	—		
	目の出町	—	—		
	八王子市	—	—		
	町田市	11, 13, 14 各林班の一部	22		
	日野市	—	—		
	稲城市	—	—		
	多摩市	—	—		
	武蔵村山市	—	—		
	東大和市	—	—		
	調布市	—	—		
	計		30		
都緑地 保全地域	奥多摩町	—	—	別表２－２ １による	
	青梅市	—	—		
	瑞穂町	—	—		
	羽村市	—	—		
	檜原村	—	—		
	あきる野市	—	—		
	目の出町	—	—		
	八王子市	11, 12, 20, 34, 36, 96, 125, 143 各林班の一部	36		
	町田市	12 林班の一部	8		
	日野市	—	—		
	稲城市	—	—		
	多摩市	—	—		
	武蔵村山市	—	—		
	東大和市	—	—		
	調布市	—	—		
	計		43		

２ その他必要な事項

特になし

別表 1 天然更新に関する実施基準

1 目的	この実施基準は、森林計画区内の民有林について主として天然力を活用した更新を行う際の必要事項を定めるものであり、伐採跡地の適確な更新を確保し、森林の有する公益的機能の維持を図ることを目的とする。
2 用語の定義	① 「更新」とは、伐採跡地（伐採により生じた無立木地）において、造林により更新樹種を育成し、再び立木地とすることをいう。 ② 「更新樹種」とは、植栽木、天然下種等により発生する稚樹及びぼう芽のうち将来の森林の林冠を構成する樹種をいう。 ③ 「天然更新」とは、天然下種、ぼう芽など、主として天然力を活用して行う更新であり、必要に応じて天然更新補助作業が行われる。 ④ 「天然更新補助作業」とは、更新樹種が生育できる空間や光、土壌環境等を確保するための作業であり、地表処理、刈出し等の作業のほか、天然更新の不十分な箇所に行う補助的な植込み等を含む造林の作業種である。 ⑤ 「更新の完了」とは、伐採跡地において更新樹種が十分に発生・成長し、目標とする森林（高木性のものに限る。）が成立すると見込まれる状態とする。
3 天然更新すべき立木の本数	① 当該計画区における5年生の広葉樹の期待成立本数を、おおむね10,000本/haとする。 ② 天然更新をすべき期間における更新樹種の成立本数が、期待成立本数に10分の3を乗じた本数（ただし、更新樹種の確実な成立のために周辺の植生の草丈（更新樹種の生存、生長を阻害する競合植物（ササ、低木、シダ類、キイチゴ類、高茎草本等）の高さ）に一定程度の余裕高を加えた樹高以上のものに限る。）に満たない場合には、速やかな更新を図る観点から、天然更新補助作業又は植栽により更新を行うものとする。 ③ 引き続き天然力を活用して更新を行う場合は、更新樹種の期待成立本数に10分の3を乗じた本数（ただし、更新樹種の確実な成立のために周辺の植生の草丈（更新樹種の生存、生長を阻害する競合植物（ササ、低木、シダ類、キイチゴ類、高茎草本等）の高さ）に一定程度の余裕高を加えた樹高以上のものに限る。）以上の更新樹種を天然更新補助作業により成立させるものとする。 ④ 更新の方法を変更して人工造林により更新を行う場合は、「人工造林の標準的な方法」において樹種毎に定められた標準的な本数の植栽を行うものとする。

	⑤ 天然更新すべき立木の本数は、森林の公益的機能の確保のために満たすべき最低本数を定めるものであり、この本数をもって更新の完了では無いことに留意すること。									
4 天然更新完了の樹高	更新完了の判断に用いる樹高は、周辺の草丈（更新樹種の生存、成長を阻害するササ、低木、シダ類、キイチゴ類、高茎草本等の競合植物）に下表で示す余裕高を加えた高さにより完了を判断するものとする。 <table><tr><th>草丈</th><th>余裕高</th><th>稚樹高</th></tr><tr><td>1 0 cm</td><td>4 0 cm</td><td>5 0 cm</td></tr><tr><td>5 0 cm</td><td>1 0 0 cm</td><td>1 5 0 cm</td></tr></table>	草丈	余裕高	稚樹高	1 0 cm	4 0 cm	5 0 cm	5 0 cm	1 0 0 cm	1 5 0 cm
草丈	余裕高	稚樹高								
1 0 cm	4 0 cm	5 0 cm								
5 0 cm	1 0 0 cm	1 5 0 cm								

別表2 法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

1 水源かん養保安林

伐採方法	その他	備考
1 主伐 (1) 原則として、伐採種の指定をしない。ただし、林況が粗悪な森林並びに伐採の方法を制限しなければ、急傾斜地、保安施設事業の施行地等の森林で土砂が崩壊し、又は流出するおそれがあると認められるもの及びその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあっては、択伐による。また、その程度が特に著しいと認められるものにあっては、伐採を禁止する。 (2) 伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。	1 植栽 (1) 人工林の伐採箇所、人工更新可能な箇所及び指定施業要件で植栽が指定されている箇所は、植栽によることとする。 (2) 満一年以上の苗を、おおむね1ヘクタール当たり次に定める植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。 ア 保安林内の森林において植栽する樹種ごとに、次の算式により算出された本数とする。ただし、その算出された本数が3,000本を超えるときは、3,000本とする。 $3,000 \times [5/V]^{\frac{1}{2}}$ Vは、当該森林において、植栽する樹種ごとに、同一の樹種の単層林が標準伐期齢に達しているものとして算出される1ヘクタール当たりの当該単層林の立木の材積を標準伐期齢で除して得た数値。 イ 択伐による伐採をすることができる森林については、アにかかわらず、アにより算出された植栽本数に、当該年度の初日における当該森林の立木の材積から当該択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で得られる率を乗じて算出される植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。 (3) 伐採が終了した日を含む伐採年度の翌年度の初日から起算して2年以内に植栽するものとする。 (4) 植栽樹種は、スギ、ヒノキ、カラマツその他現地に適合する針葉樹又は広葉樹とし、自然条件や保安機能を配慮して選定すること。	伐採年度ごとに皆伐することができる面積の限度の合計は、毎年2月1日、6月1日、9月1日、12月1日に公表する。
2 間伐 伐採することができる箇所は、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。		
3 伐採限度 (1) 皆伐 ア 伐採年度ごとに皆伐することができる面積の限度は、同一の単位とされている水源のかん養のために指定された保安林のうちその立木の伐採につき択伐が指定されている森林及び主伐に係る伐採の禁止を受けている森林以外の森林の面積を当該保安林の指定に係る樹種又は更新期待樹種の標準伐期齢に相当する数で除して得た数に相当する面積（以下「総年伐面積」という。）に前伐採年度における伐採につき森林法第34条第1項の許可した面積が当該伐採年度の総年伐面積に達していない場合にはその達するまでの部分の面積を加		

えて得た面積とする。 イ 伐採年度ごとに伐採をすることができる1箇所当たりの面積の限度は、20ヘクタールとする。 (2) 択伐 伐採年度ごとに択伐により伐採することができる立木の材積は、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に択伐率を乗じた材積とする。 (3) 間伐 伐採年度ごとに伐採することができる立木の材積の限度は、原則として当該伐採年度の初日における森林の立木の材積の10分の3.5を超えず、かつ、その伐採によりその森林の樹冠疎密度が10分の8を下回ったとしても、当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の当該樹冠疎密度が10分の8までに回復することが確実であると認められる範囲内の材積とする。	2 その他 立木を伐採し、立木を損傷し、家畜を放牧し、下草、落葉、若しくは落枝を採取し、又は、土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質の変更する行為は、森林法の規定による知事の許可を要する。	
---	--	--

2 土砂流出防備保安林

伐採方法	その他	備考
1 主伐 (1) 原則として、択伐による。ただし、保安施設事業の施行地で地盤が安定していないものその他伐採すれば著しく土砂が流出する恐れがあると認められる森林にあつては、伐採を禁止する。 また、地盤が比較的安定している森林にあつては、伐採種の指定をしない。 (2) 伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 2 間伐	別表2-1に同じ	別表2-1に同じ

別表 2 - 1 に同じ		
3 伐採の限度		
(1) 皆伐		
ア 別表 2 - 1 に同じ（この場合「水源のかん養」を「土砂の流出の防備」に読み替える。）		
イ 伐採年度ごとに伐採をすることができる 1 箇所当たりの面積の限度は、10 ヘクタールとする。		
(2) 択伐		
別表 2 - 1 に同じ		
(3) 間伐		
別表 2 - 1 に同じ		

3 土砂崩壊防備保安林

伐採方法	その他	備考
1 主伐	立竹を伐採し、立木を損傷し、家畜を放牧し、下草、落葉、若しくは落枝を採取し、又は、土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為は、森林法の規定による知事の許可を要する。	
(1) 原則として、択伐による。ただし、保安施設事業の施行地で地盤が安定していないものその他伐採すれば著しく土砂が崩壊する恐れがあると認められる森林にあつては、伐採を禁止する。		
(2) 別表 2 - 1 に同じ		
2 間伐		
別表 2 - 1 に同じ		
3 伐採の限度		
(1) 択伐		
別表 2 - 1 に同じ		
(2) 間伐		
別表 2 - 1 に同じ		

4 防風保安林

伐採方法	その他	備考
1 主伐	別表 2 - 1 に同じ	
(1) 原則として、伐採種の指定をしない。ただし、林帯の幅が狭小な森林（その幅がおおむね 20 メートル未		

満のものをいうものとする。) その他 林況が粗悪な森林及び伐採すればそ の伐採跡地における成林が困難にな る恐れがあると認められる森林にあ っては、択伐による。また、その程 度が特に著しいと認められるもの (林帯については、その幅が10メ ートル未満のものをいうものとし る。) にあっては、伐採を禁止する。 (2) 伐採することができる立木は、標 準伐期齢以上のものとする。 2 間伐 別表2-1に同じ 3 伐採の限度 (1) 皆伐 当該保安林のうちの立木の全部又 は相当部分がおおむね標準伐期齢以 上である部分が幅20メートル以上 にわたり帯状に残存することとなる ようにするものとする。 (2) 択伐 別表2-1に同じ (3) 間伐 別表2-1に同じ		
---	--	--

5 干害防備保安林

伐採方法	その他	備考
1 主伐 (1) 原則として、伐採種の指定をしな い。ただし、林況が粗悪な森林並び に伐採の方法を制限しなければ、急 傾斜地等の森林で土砂が流出する恐 れがあると認められるもの及び用水 源の保全又はその伐採跡地における 成林が困難になる恐れがあると認め られる森林にあっては、択伐による。 また、その程度が特に著しいと認め られるものにあっては、伐採を禁止 する。 (2) 伐採することができる立木は、標	別表2-1に同じ	別表2-1に同じ

準伐期齢以上のものとする。 2 間伐 別表 2－1 に同じ 3 伐採の限度 (1) 皆伐 ア 別表 2－1 に同じ（この場合「水源のかん養」を「干害の防備」に読み替える。） イ 伐採年度ごとに伐採をすることができる 1 箇所当たりの面積の限度は、10 ヘクタールとする。 (2) 択伐 別表 2－1 に同じ (3) 間伐 別表 2－1 に同じ		
---	--	--

6 落石防止保安林

伐採方法	その他	備考
1 主伐 (1) 原則として禁伐とする。ただし、緩傾斜地の森林その他落石による被害を生ずる恐れが比較的少ないと認められる森林にあつては、択伐による。 (2) 伐採することができる立木は、標準伐期齢以上のものとする。 2 間伐 別表 2－1 に同じ 3 伐採の限度 (1) 択伐 別表 2－1 に同じ (2) 間伐 別表 2－1 に同じ	別表 2－3 に同じ	

7 防火保安林

伐採方法	その他	備考
1 主伐 (1) 原則として禁伐とする。		

8 保健保安林

伐採方法	その他	備考
1 主伐 (1) 原則として、択伐による。ただし、伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になる恐れがあると認められる森林にあつては、伐採を禁止する。また、地域の景観の維持を主たる目的とする森林のうち、主要な利用施設又は眺望点からの視界外にあるものにあつては、伐採種の指定をしない。 (2) 伐採することができる立木は、標準伐期齢以上のものとする。	別表 2－1 に同じ	別表 2－1 に同じ
2 間伐 別表 2－1 に同じ		
3 伐採の限度 (1) 皆伐 ア 別表 2－1 に同じ（この場合「水源のかん養」を「公衆の保健」に読み替える。） イ 伐採年度ごとに伐採をすることができる 1 箇所当たりの面積の限度は、10 ヘクタールとする。 (2) 択伐 別表 2－1 に同じ (3) 間伐 別表 2－1 に同じ		

9 風致保安林

伐採方法	その他	備考
1 主伐 (1) 原則として択伐とする。ただし、風致の保存のため特に必要があると認められる森林にあっては、伐採を禁止する。 (2) 伐採することができる立木は、標準伐期齢以上のものとする。 2 間伐 別表 2－1 に同じ 3 伐採の限度 (1) 択伐 別表 2－1 に同じ (2) 間伐 別表 2－1 に同じ	別表 2－3 に同じ	

10 砂防指定地

伐採方法	その他	備考
1 主伐 (1) 竹木の伐採に当たっては、地形、地質、河川の洪水量等を勘案の上森林の治水機能を極力保持するよう考慮すること。 (2) 河川付属物、河川工作物又は砂防施設の保全上悪影響ありと認められる地域の竹木の伐採は極力制限すること。 (3) 沿川の崩壊地又は崩壊の恐れのある傾斜地における竹木の伐採に際しては、その方法を十分検討すること。 (4) 皆伐は、原則として禁止する（広範囲の場合）。 (5) 伐木の搬出方法として「土の上をひきずる行為」は、禁止する。 (6) 国庫補助による山腹植栽地の伐採は、極力行わないこと。	1 その他 草本根等の採取、土石の採取等にも条例による都知事の許可を要する。	東京都砂防指定地等管理条例第4条に基づく許可を要する。

1 1 急傾斜地崩壊危険区域

伐採方法	その他	備考
1 主伐 立木竹の伐採を行う場合は、許可を要する。 2 間伐 主伐に同じ	1 伐採 除伐又は、倒木竹若しくは枯損木竹の伐採を行う場合は、特に許可は要しない。 2 その他 木竹の滑下又は地引による搬出、土石の採取又は集積、急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発するおそれのある行為は許可を要する。	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第7条による許可を要する。

1 2 国立公園特別保護地区

伐採方法	その他	備考
1 主伐 禁伐とする。ただし、学術研究その他公益上必要と認められるもの、地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるもの、病虫害の防除・防災・風致維持その他森林の管理として行われるもの又は測量のために行われるものはこの限りではない。	1 植栽・播種 禁止する。ただし、学術研究その他公益上必要と認められるものであって、当該特別保護地区以外の地域においてはその目的を達成することができないと認められるもの、災害復旧の応急処置のために行われるもの又は現に農業のために使われている土地で客土その他農地改良を行う場合はこの限りでない。 植栽又は播種予定地域に現存する植物と同一種類の植物を植栽又は播種することとする。 2 その他 落葉、落枝、下草、土石の採取を禁止する。	自然公園法第21条による許可を要する。

1 3 国立公園第1種特別地域

伐採方法	その他	備考
1 主伐 (1) 原則として禁伐とする。ただし、風致の維持に支障のない場合限り、単木択伐を行うことができる。 (2) 単木択伐法にあっては ア 伐期齢は標準伐期齢に10年を	1 植栽 原則として現在樹種による天然更新又は人工植栽とする。 2 その他 特定の下草、土石の採取を禁止する。	自然公園法第20条による許可を要する。

加えた年齢以上とする。		
イ 択伐率は、現在蓄積の10パーセント以内とする。		

1.4 国立公園第2種特別地域

伐採方法	その他	備考
1 主伐 (1) 択伐法によるものとする。ただし、風致の維持に支障のない場合限り、皆伐を行うことができる。 (2) 国立公園計画に基づく車道、歩道、集団施設地区及び単独施設の周辺（造林地、要改良林分、薪炭林を除く。）は原則として単木択伐法によるものとする。 (3) 伐期齢は、標準伐期齢に見合う林齢以上とする。 (4) 択伐率は、用材林では、現在蓄積の30パーセント以下とし、薪炭林では60パーセント以下とする。 (5) 特に指定した風致樹については保育及び保護につとめること。 (6) 皆伐法にあつては ア 1伐区の面積は2ヘクタール以内とする。ただし、樹冠疎密度10分の3より多く保存木を残す場合又は車道、歩道、集団施設、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合は、伐区面積を増大することができる。 イ 伐区は更新後5年以上を経過しなければ連続して設定することはできない。この場合においても、伐区はつとめて分散されなければならない。 ウ 利用施設等の周辺において行われるものでないこと。	1 植栽 原則として現在樹種による天然更新又は人工植栽とする。 2 その他 特定の下草、土石の採取を禁止する。	自然公園法第20条による許可を要する。

1 5 都立自然公園第1種特別地域

伐採方法	その他	備考
別表2-13に同じ	別表2-13に同じ	東京都自然公園条例 (平成14年条例第9 5号)第12条による許 可を要する。

1 6 都立自然公園第2種特別地域

伐採方法	その他	備考
別表2-14に同じ	1 植栽 皆伐による箇所、樹種・林相の改良を要するもの及び天然更新で成林の見込みのない箇所は植栽によることとする。 2 その他 原則として落葉、落枝、下草、土石の採取を禁止する。	東京都自然公園条例 第12条による許可を 要する。

1 7 都自然環境保全地域

伐採方法	その他	備考
1 主伐 (1) 特別地区内は原則として禁伐とする。ただし、森林の群落構成を変える等自然環境に著しい変化を招く恐れのない場合には、単木択伐を行うことができる。 (2) 普通地区内は原則として択伐とする。ただし、森林の群落構成を変える等自然環境に著しい変化を招く恐れのない場合には、皆伐を行うことができる。 2 伐採の限度 (1) 択伐法の場合 択伐率は現在蓄積の30パーセント以内とする。 (2) 皆伐法の場合 一伐区の面積は2ヘクタール以内とする。この場合、伐区は努めて分散させなければならない。	1 植栽 皆伐による箇所、樹種・林相の改良を要する箇所及び天然更新で成林の見込みのない箇所は植栽によることとし、その他は現在樹種による天然更新とする。 2 その他 原則として落葉、落枝、下草、土石の採取を禁止する。	東京都における自然 の保護と回復に関する 条例(昭和47年条例第 108号)の許可を要す る。

1 8 都森林環境保全地域

伐採方法	その他	備考
別表 2－1 4 に同じ	別表 2－1 6 に同じ	東京都における自然の保護と回復に関する条例の許可を要する。

1 9 都里山環境保全地域

伐採方法	その他	備考
別表 2－1 4 に同じ	別表 2－1 6 に同じ	東京都における自然の保護と回復に関する条例の許可を要する。

2 0 都歴史環境保全地域

伐採方法	その他	備考
別表 2－1 4 に同じ	別表 2－1 6 に同じ	東京都における自然の保護と回復に関する条例の許可を要する。

2 1 都緑地保全地域

伐採方法	その他	備考
別表 2－1 4 に同じ	別表 2－1 6 に同じ	東京都における自然の保護と回復に関する条例の許可を要する。